

平成 20 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成20年 3 月 6 日 開会

平成20年 3 月 14 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 平成20年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 議案第4号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第8号 平成20年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第10号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第11号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第12号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成19年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う宝達志水町の関係条例の整備に関する条例について
- 議案第19号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町合併振興基金条例について
- 議案第21号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例について

- 議案第25号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町乳幼児及び児童の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町健康診査費用徴収条例を廃止する条例について
- 議案第31号 宝達志水町道路占用料条例について
- 議案第32号 宝達志水町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止について
- 議案第33号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 議案第34号 町道路線の認定について
- 議案第35号 町道路線の認定について
- 議案第36号 町道路線の認定について
- 議案第37号 町道路線の認定について
- 議案第38号 町道路線の認定について
- 議案第39号 町道路線の認定について
- 議案第40号 町道路線の認定について
- 議案第41号 町道路線の認定について
- 議案第42号 町道路線の認定について
- 議案第43号 町道路線の認定について
- 議案第44号 町道路線の認定について
- 議案第45号 町道路線の変更について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 専決第1号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 請願第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願
- 請願第2号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成20年3月6日（木曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸 治
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	中 村 清 康
住 民 課 長	太 田 永 作
税 務 課 長	高 下 良 博
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭

学校教育課長 松田正晴
生涯学習課長 源大恵
会計課長 藤本和善
志雄病院事務局長 米谷勇喜

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成20年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成20年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第12号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第13号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第14号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第15号 平成19年度宝達志水町水道事業会計補正予算(第2号)

- 日程第19 議案第16号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う宝達志水町の関係条例の整備に関する条例について
- 日程第22 議案第19号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 宝達志水町合併振興基金条例について
- 日程第24 議案第21号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第28 議案第25号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 宝達志水町乳幼児及び児童の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第28号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第29号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 宝達志水町健康診査費用徴収条例を廃止する条例について
- 日程第34 議案第31号 宝達志水町道路占用料条例について
- 日程第35 議案第32号 宝達志水町の特定の事務の郵便局における取扱いに関

する規約の廃止について

- 日程第36 議案第33号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第37 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第38 請願第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願
- 日程第39 請願第2号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願
- 日程第40 議案に対する質疑
- 日程第41 町政一般についての質問
- 日程第42 議案の委員会付託

開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成20年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、11番 金田之治君、10番 中川信夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの9日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成19年11月分、12月分及び平成20年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第1号 平成20年度宝達志水町一般会計予算から報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成20年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、公私ともに御多忙の折、御参会を賜り心からお礼を申し上げます。

さて、ことしの冬は、昨年に比べ若干の積雪があったものの、全般的には比較的穏やかで、積雪による災害や事故がなかったことから、町民の生命・財産を預かる立場としては安堵しているところであります。

除雪作業の実施につきましても、2月末までに山間部では2回、全町域では1回という状況でございました。

次に、今日の社会情勢といたしましては、アメリカ合衆国のサブプライムローン問題による経済不安が引き金となり、日本国内においても株価の下落や、ガソリンや灯油価格の高騰など、我々国民の生活に深刻な影響を与え、経済問題から政治問題にまで発展いたしました。

特に、道路特定財源となるガソリン税の暫定税率が、本年3月末で失効することも相まって、税率維持の賛否が議論されておりますが、我々地方の自治体にとって道路は日常生活の根幹にかかわる必要不可欠な施設であることから、私といたしましてもその財源が引き続き確保されるよう、あらゆる機会をとらえ訴えてまいりたいと考えております。

また、昨年は、食品の偽装事件が多く発覚した年でありましたが、年明けにも中国製冷凍食品の農薬混入事件が発生し、非常に大きな問題となっております。さらにさかのぼれば、輸入牛肉のBSE問題もございました。

近年、食と健康についての関心が高まる一方で、日本の食料自給率は低下しており、食品の安全性の低下が懸念されるところでございます。

関係当局には、安全な食料が安定的に供給されるよう、管理体制を整備・強化するとと

もに、国内農業の発展と食料自給率の向上の施策を構築されることを期待するものであります。

次に、本町を取り巻く諸情勢についてですが、本町が合併してから、早いもので3年を経過しております。

この間、いろいろな面で地域間格差を解消するため、また、「サービスは高いほうへ、負担は低いほうへ」といった合併方針に従い、町民の皆さんが住みよいと感じることができまちづくりに取り組んでまいりました。

主なものとしたしましては、まず、生活環境面では、樋川地区における下水道及び上水道の施設整備を行い、安全で衛生的な生活環境の整備に努めているところでございます。この3月末には樋川処理場が完成し、供用を開始する予定で、区域内の約30%の世帯で下水道の使用が可能になります。

今後、できるだけ早い時期に当地区の全世帯で下水道を使用していただけるよう、下水道管布設工事の早期完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、情報化時代に対応した環境整備を行うため、光ファイバーケーブル網を整備し、昨年4月から沢川地区を除くすべての地区でケーブルテレビ放送の視聴が可能となりました。これによって、町内山間部の難視聴であった地区でも快適にテレビ放送が視聴できるようになったほか、町独自の放送番組も制作し、町議会の模様や町の行事、あるいは各地域の情報など、地元に着した役に立つ情報の提供に努めているところでございます。

番組内容は、まだ未熟なところもございますが、組織一丸となって内容の充実を図っていきたいと考えています。

また、光ファイバーケーブル網の整備により、町内山間地の大部分において携帯電話が使用できることになったことも、日常生活の向上につながったものと考えております。

次に、産業面では、農業振興のため、ほ場整備事業の実施により農業基盤の確立と生産組織の設立、育成に努め、新たな担い手の確保と生産の向上の支援を行ってまいりました。

また、商工業振興のため、地場産業の支援はもとより、若者の定住促進と雇用の拡大を図るため、企業誘致にも取り組んでまいりました。

おかげさまで、いしかわグリーンパワー株式会社、NTN株式会社の2社を誘致することができました。

この2つの会社は、今日の社会において関心が高い自然環境エネルギーに関連した会社で、今後の成長が期待できる会社でありまして、いしかわグリーンパワー株式会社のバイ

オマス発電施設につきましては、本年2月から既に試運転を行っており、5月に本格的な稼働を始めると伺っております。

また、本年1月に本町への進出が決まったNTN株式会社は、需要が拡大する大型の建設機械や風力発電装置の超大型軸受を生産する会社で、2009年10月の操業開始を目指すと伺っています。

この企業誘致が、本町の財政基盤の強化につながるものと確信いたしております。

次に、教育面についてでございます。

少子化が続く今日、本町の次代を担う子供たちは、非常に大切な財産であり、成長の過程における教育環境の整備は、最も重要な施策の一つと考えています。

中でも、小学生時代は、健全な心と丈夫な体をはぐくむ最も重要な時期であることから、学校給食を通して心身を養うため、志雄小学校と相見小学校において、食堂棟の建設を行い、新年度には押水第一小学校に建設を予定しております。残った宝達小学校についても順次整備を進めてまいりたいと考えています。

また、阪神・淡路大震災を教訓として耐震基準が見直されたことに伴い、すべての小学校の体育館の耐震補強及び大規模改造工事を行いました。この整備により、子供たちが安全な環境で教育を受けることができ、保護者の皆様にも安心していただける施設になったと確信いたしております。

次に、行財政改革の推進についてであります。

いわゆる三位一体の改革は、地方自治体の財政を圧迫してきました。特に大きな企業が少なく、自主財源の乏しい自治体の財政状況は非常に厳しく、基金の取り崩しや職員の給与カットなどでしのいでいる実情でございます。本町も同様の措置をとっていることは、議員各位も御承知のとおりでございます。

したがって、平成18年3月に定めた行財政改革大綱に定めた内容を確実に実行し、財政基盤を強化することが重要だと考えています。

そこで、大綱策定後、行政全般にわたって事務事業の点検に着手するとともに、事業費の抑制、補助金の削減等を行ってきました。

また、人件費の削減を図るため、病院を除く行政部門において退職者の補充を行っておりません。

そして、平成19年度は公共施設の統廃合のための検討委員会を開催し、おおむね100カ所の施設について利用状況等を点検し、重複・類似する施設の統廃合の方針を立てたところ

ろでございます。

平成20年度から早速、一部の施設の統廃合を行うことにしており、町民の皆さんには何かと不便をおかけすることになるかもしれませんが、深い御理解と御協力をお願いするものであります。

さて、今定例会に提出する案件は、平成20年度予算関係10件、平成19年度補正予算関係7件、補正予算の専決に係る報告1件、条例及びその他の案件16件でございます。

説明に入ります前に、議員各位には、本町の厳しい行財政の状況について御説明申し上げます。御理解を賜りたいと思います。

まず、現下の地方財政状況ですが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

平成20年度の地方財政計画におきましては、国の歳出予算と同様に地方歳出を見直すこととし、給与関係経費の抑制や地方単独事業の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実などに対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源総額の確保することを基本として、地方財政対策が講じられております。

具体的には、地方再生に向けた総合的な戦略として、地域再生対策費を創設し、4,000億円を計上するなど、特に財政の厳しい地域に重点配分をすることとしております。

しかしながら、基金の枯渇状態などによる本町を取り巻く財政状況については、昨年度に引き続き大変厳しい状態に変わりはありません。

そんな中で、予算編成に取り組んできたところでありますが、本町の財政状況は平成19年度よりさらに厳しい状況であり、編成に当たりましては、行財政改革大綱や公共施設統廃合推進計画に関する答申の基本方針に十分配慮いたしました。

歳出においては、事業全般について聖域を設けず、ゼロベースから見直しを図るとともに、経常経費のうち、物件費については、平成19年度以上に大幅な削減を図り、また、町単独の補助金につきましては、原則10%減とするなどとしております。

投資的事業については、前年度に引き続き抑制し、事業の優先順位を明確化し、財源となる地方債につきましてもその返済額以内で新たに地方債を発行することにより、公債費の縮減を図っております。

また、昨年に引き続き、三役及び教育長の期末手当などを10%から100%カット、一般

職の職員の給与を3%カットするとともに、管理職に対する手当の削減割合を現在の10%から20%にすることにより、約9,200万円の削減を図りました。

次に、歳入では、財源の確保として、新たなものとしては、町道敷地を占用する工作物の設置者からの占用料として約300万円を見込むとともに、遊休地を売却する手だてを講じるほか、職員が通勤のための庁舎等の駐車場を使用することについて、使用料を徴収することにより約400万円を見込んでいます。

また、保育料や国民健康保険税、乳幼児及び児童の医療給付、デマンドタクシー料金など、町民の皆さん方にも負担額の増をお願いすることとしたなど、一つ一つの事務事業について、その必要性を精査するとともに、抜本的に見直しつつ編成したものであります。

そこで、平成20年度の予算を「財政健全化に向けた基礎づくり」予算と位置づけし、将来の宝達志水町のために、次の5点に取り組みたいと考えております。

まず、1点目に、新たな財源の確保、受益者負担の見直し、人件費の縮減、町債の抑制、負担の平準化、投資的経費の選択の明確化など、行財政改革のさらなる推進による財政健全化に向けた取り組み。

次に、ケーブルテレビの普及促進、上下水道の整備促進、道路網の整備促進、環境教育の推進などによる生活環境の整備。

次に、押水第一小学校食堂棟建設、岡部家保存整備などによる教育・文化の充実。

次に、子育て支援対策の充実、後期高齢者医療制度・介護保険制度の安定的な運営と高齢者・障害者サービス、デマンドタクシー運行の再編を含めた交通施策などによる福祉の充実。

次に、企業誘致、農業基盤整備などによる地域産業の充実に取り組むものであります。

これによって、平成20年度の予算規模は、一般会計では75億4,400万円と定め、6つの特別会計及び3つの事業会計を含め全体で145億9,120万円といたしました。

それでは、今回提案いたしました全10会計を通じて、当初予算に盛り込みました主な施策について、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い、順次説明いたします。

まず、第1点目として、総合的なまちづくりの推進について申し上げます。

個々の魅力ある地域をさらに魅力あるものとするため、町内の連携や交流を促進し、一体的・総合的に発展する地域づくりに努めるものであります。

情報格差の是正及び今後のまちづくりに欠かすことのできない情報通信基盤として、重点的に取り組んでまいりましたケーブルテレビ事業については、ハード面はすべて終了し、

今後は、さくらチャンネルのさらなる充実を図りながら、行政の情報提供に努めるとともに地域の話題などを提供することとし、また、町のPRなどを含め、町内外に情報発信をし、広報広聴機能強化を進めていくものであります。

また、魅力ある地域づくり及び地域の活性化に資するため、引き続きYOSAKOIソーラン日本海本祭に対して、助成を行うこととしております。

第2点目に、生活環境の整備についてであります。

地域の活性化に向け、社会・経済情勢を踏まえた人口増に向けての住宅奨励金制度を初め、また、公共交通機関の利便性の向上を図るため、巡回バス事業の実施、デマンドタクシーにあっては運行の再編を図るなど住民ニーズを踏まえ、より効果的な運行を図ることができるよう進めるものであります。

自然環境の保全については、宝達山水源の森づくり協会が行う植樹事業に対し助成を行うこととしております。また、近年、地球温暖化問題が叫ばれる中、誘致企業であります環境にやさしいバイオマス発電所「いしかわグリーンパワー」が本年より稼働いたしますので、企業にも御協力を得ながら地域住民及び児童・生徒に対し環境教育を推進し、町として地球温暖化対策に取り組んでいくこととしております。

防災体制整備については、昨年の能登半島地震による建築物の倒壊が震源地では多く発生したことから、それらを未然に防ぐ方策として、建築物耐震診断及び改修の促進を進めるため、新たに助成制度を設けたところであり、地域住民の安全な生活を確保するものであります。

第3点目として、保健・医療・福祉の充実についてであります。

子育て支援事業については、南部保育所の中に設けている子育て支援センターに職員を増員することで事業内容をさらに充実し、子育てに関する施設の拠点とすることといたしております。

また、乳幼児・児童医療給付については対象年齢を12歳までに拡充するなど、子育て世代のバックアップを強く推進してまいりたいと考えております。

また、公共施設統廃合推進計画に関する答申に基づき、東部保育所を今年度末で廃止し、中央保育所へ統合することとし、今後も、相見保育所の改築を含め、答申に沿った統廃合等を円滑に推進するとともに、保育サービスの充実を図ることとしております。

高齢者対策としましては、平成18年度に設置した地域包括支援センターを中心に、総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立した生活を支援し、要支援、要介護状態になる

おそれのある方に対してはもちろん、高齢者全般に対して運動事業、栄養改善、閉じこもりや認知症予防など、介護予防事業を取り組むものであります。

障害者対策としましては、障害者自立支援法の制定により障害の種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを実施するものであります。

介護保険制度につきましては、引き続き町単独のきめ細かな支援策を織りまぜながら、より効果的な運営に努めるものであります。

国民健康保険事業については、平成20年4月より義務づけされた特定健康診査、特定保健指導の実施など、その運営及び保険基盤の安定と医療費の適正化を図るため、特別会計の支援を継続するものであります。

また、同じく4月より75歳以上の高齢者を対象に、現行の老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が実施されることになり、制度の円滑な実施に向け、保険基盤の安定を図るなどの支援を行うものであります。

志雄病院では、自治体病院としての位置づけを生かし、保健・福祉・医療の分野を連携し、安心・安全な医療を提供するとともに、10対1の看護師配置基準を引き続き満たした手厚く、優しい看護を目指すものであります。さらに、医療機器の整備についても充実を図ることといたしております。

押水クリニックについても、志雄病院との連携のもと、地域の医療機関として運営していきたいと考えております。

第4点目として、教育・文化・スポーツの充実についてであります。

本町では、子供の健全育成の基本に食育の推進を掲げており、町内5校ある小学校において、3校までが食堂棟の整備が終了しており、平成20年度においては、押水第一小学校に食堂棟を建設し、食育推進を実施していくものであります。

食堂棟は、食を通して、成長期にある児童の健康保持と体力向上、将来を担う児童の食生活の基礎・基本を養い、自己の管理能力の育成にも大きな役割を果たすものであり、町の教育行政の重要な施策と位置づけております。

また、小・中学校においては、今後とも豊かな学力とたくましい心身を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成することとしております。

町内唯一の高校である県立宝達高校の存続と発展のために、引き続き宝達高校を支援する会へ助成を行い、特色ある学校づくりの一助とするものであります。

歴史文化遺産の伝承では、加賀藩十村役である岡部家において、引き続き保存・整備を

行ってまいることとしております。

国際交流事業は、青少年が国際的視野と感覚を会得し、友情の輪を広げるとともに、異なる文化と風土に触れ、新しい時代の地域づくりを担う人材育成の推進にもつながるものと考えております。

しかしながら、平成20年度においては、これまでの交流実績や相手国の市の合併などの事情から、一たん休止し、今後の交流がどのようになるのか状況を見きわめ、次年度以降に検討したいと考えております。

第5点目として、産業の振興についてであります。

地域の存立基盤である農業については、生産活動だけではなく、農地の保全が防災や景観の上で重要であることを踏まえ、総合的な支援に努めることとしております。

具体的には、中山間地地域における営農支援、水田農業活性化対策、農地・水・環境保全向上対策及び土地改良事業の実施を図るとともに、ハード面については、ほ場整備等の推進を図ることとし、また、広域営農団地農道は平成20年度末に町内区間が完成予定であることから、所要の事業量を確保したところであります。

また、企業誘致につきましては、先般、NTN株式会社が総額80億円の投資、100人の雇用という大規模な進出という、うれしい結果が出ております。

今後も、だれもが安心して働ける就労環境の整備として、企業誘致に重点的に取り組むこととし、さらには、都会などから本町に戻って就労していただくこと及び雇用確保の観点からUターン・Iターン奨励金も継続するものであります。

中小企業の支援についても、信用保証料や利子補給の助成などを引き続き行うものであります。

第6点目として、都市基盤の整備についてであります。

幹線道路、生活道路の整備として、道路整備交付金を活用した事業を実施するとともに、引き続き町単独の道路整備を実施してまいるところであります。

一方、下水道整備については、樋川処理区においては浄化センターが一部供用開始することから普及促進を初め、管渠整備の推進を図り、今浜処理区の管路工事の舗装本復旧工事及び、引き続き北川尻処理区の処理場の増設を実施するものであります。

下水道整備に並行して、上水道老朽管の計画的な更新を図り、安定的な上水道の供給に努めるものであります。

第7点目として、行財政改革の積極的な推進についてであります。

政府資金にあつては、補償金免除による繰上償還が認められたことから引き続き実施することとし、また、平成10年に借り入れをした生涯学習センター「さくらドーム21」の残債部分については、借換債を発行することとし、負担の平準化を図ることとしております。

公共施設の統廃合については、公共施設統廃合推進計画に関する答申に基づき、順次実施していくこととしております。また、施設の管理体制についても、民間の創意工夫、運営能力、質の高いサービスなどを活用し、効率的な管理運営を行い、経費の縮減を図るものであります。

以上が平成20年度当初予算に盛り込みました施策の大綱であります。

その結果、柱であります一般会計にあつては、前年度比10.3%の増となったところでありますが、借換債を除きますと実質的には前年度比1.1%の減となっております。

一般会計の歳入面では、町税にあつては、課税客体の適正な把握のもと、地域経済動向及び税源移譲により3.0%増と見込んでおります。

地方交付税にあつては、普通交付税で、平成20年度地方財政計画に基づき、地域再生対策費を含め需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び前年度実績を勘案し、前年度比2.4%増と見込んだところでありますが、特別交付税においては、合併支援措置が終了することにより前年度比7.3%減と見込み、地方交付税全体では前年度比1.0%増と見込んだところであります。

繰入金については、歳出の削減により前年度比66.2%減となったものであります。

なお、町債については、借換債を含め前年度比179.9%増となっておりますが、合併特例債など財源補てん措置が見込まれる良質なものを発行していく方針であります。

一方、歳出にあつては、人件費で、給与費の縮減及び退職者の不補充により、1.6%の減、扶助費では、障害者自立支援費の増などにより4.5%の増、公債費では、借換債を含め57.0%の増となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は、53.4%となっております。

物件費は、經常経費の大幅な縮減、事業見直しなどにより17.2%の減となっております。

投資的経費は、押水第一小学校食堂棟建設により、43.5%の増となったところであります。

次に、議案第2号 平成20年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,475万1,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税で3億8,017万2,000円、国庫支出金で3億449万3,000円、後期高齢者医療制度の実施に伴い、65歳以上75歳未満の方が退

職者医療制度から前期高齢者医療制度へ移行することにより創設される前期高齢者交付金の3億6,557万6,000円であります。

歳出では、保険給付費で10億571万9,000円、老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行に伴い創設される後期高齢者納付金で1億3,338万3,000円、共同事業拠出金で2億6,400万7,000円、そして、国民健康保険の加入者で40歳から74歳までの方を対象に、内臓脂肪症候群に視点を当てた特定健診及び健診後の特定保健指導の実施が義務づけされたことによる特定健康診査等事業費で736万9,000円を見込んでの計上であります。

次に、議案第3号 平成20年度老人保健特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,715万7,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入面では、支払基金交付金で1億2,422万4,000円、国庫支出金で8,194万1,000円、県支出金で2,048万円であります。

歳出では、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することになり、廃止となりますが、平成20年3月分その他の診療に係る医療費の支払い事務が残ることから、その費用として2億4,714万6,000円を見込んでおります。

次に、議案第4号 平成20年度後期高齢者医療特別会計についてであります。

高齢化が進む中、高齢者の医療費が急増したため、75歳以上の後期高齢者を対象に、現行の老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が施行されることになったもので、対象者を約2,500人と見込み予算を計上しております。

これにより、平成20年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億7,362万1,000円とするものであります。

主な内容といたしまして、歳入では、後期高齢者医療保険料で1億1,797万1,000円、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で1億6,659万円あります。

次に、議案第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計予算についてであります。

介護保険制度は、平成12年4月の創設以来、ことしで9年目を迎え、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、介護保険は老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

一方、制度の定着とともに総費用が急速に増大したため、全般的な制度見直しを行い、介護予防サービスの強化を柱とする改正介護保険制度が平成18年4月に施行されました。

本年は、第3期介護保険事業計画の3年目に当たり、平成21年度からの第4期介護保険事業計画に向けて、介護保険事業の円滑な実施のため、事業計画の見直し、保険料の改定

など本年度中に作業を進めなければならないと考えております。

また、今後の高齢化社会において、できる限り自分の住まいで、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりや生きがいづくりなど介護予防事業にも取り組んでまいります。

以上の結果、平成20年度介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ13億3,282万6,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成20年度国民健康保険直営診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,792万7,000円とするものであります。

志雄病院とのより密接な連携を図り、地域に密着した診療所として運営するものであります。

次に、議案第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算であります。

平成20年度は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,317万円とするものであります。

新年度からの「さくらチャンネル」の番組は、基本的に町職員が制作し、新規に取り組む集落紹介番組については、ボランティア団体の協力を得て制作し、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、番組編成に関しましては、これまでの行政情報と地域の話題などに加えて、町行事案内や地域に根差した活動などの新番組も制作し放映することにより、番組の充実を図ってまいります。

さらに、番組提供とあわせて、インターネットサービス事業もPRに努め、今後も住民サービスのさらなる向上のため、ケーブルテレビ事業に取り組んでまいります。

次に、議案第8号 平成20年度宝達志水町水道事業会計予算についてであります。

水道事業会計では、平成20年度の業務予定量を給水戸数を4,770戸、年間給水量を146万3,000立方メートル、1日平均給水量を4,008立方メートルと見込むものであります。

主な建設改良事業は、敷浪・敷波地区の老朽管布設がえ事業及び志雄浄水場の浄水設備改良事業であります。

その結果、収益的収入は3億3,453万7,000円、収益的支出3億7,309万8,000円とし、資本的収入については、8,353万9,000円、資本的支出は2億1,428万2,000円とするものであります。

なお、収入に対して不足する額1億3,074万3,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定

留保資金で補てんするものであります。

次に、議案第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計予算についてであります。

本年度の下水道事業の業務予定量は、農業集落排水事業では、排水戸数890戸、年間総処理水量30万3,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数を2,440戸、年間総処理水量80万3,000立方メートル、浄化槽事業を71戸、年間総処理水量1万8,250立方メートルと見込みました。

その結果、収益的収入は5億1,572万6,000円、収益的支出は6億5,017万4,000円となり、1億3,444万8,000円の損失となります。

資本的収入の9億4,756万5,000円に対して、資本的支出は、樋川浄化センター及び北川尻浄化センターの建設工事費に加え、新たに農業集落排水の御館、上田地区の処理施設の機能強化対策として工事費を計上し、11億1,960万2,000円となり、収入が支出に対して不足する額1億7,203万7,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

下水道事業は、地方公営企業として、独立採算制度のもとで事業運営することになっており、このことから、利用率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保を図ることにより、経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと存じます。

次に、議案第10号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計予算についてであります。

平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計予算は、業務の予定量を、病床数100床、年間入院患者数3万2,850人、年間外来患者数5万6,444人とするものであります。

主な建設改良事業といたしましては、医療機械器具等の購入及び附帯施設整備事業に係る経費を計上するものであります。

その結果、収益的収入、支出とも11億2,903万1,000円とし、資本的収入については5,186万4,000円、資本的支出は1億2,156万1,000円とするものであり、収入が支出に対して不足する額6,969万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、近年、多くの公立病院において、損益収支を初めとする経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっております。

そのような中で、志雄病院は今後とも宝達志水町において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、医師の確保に努めるとともに、経営の健全化・効率化を推進し

てまいりたいと存じます。

次に、平成19年度補正予算関係について御説明いたします。

まず、議案第11号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,617万1,000円を追加し、総額を73億8,330万5,000円とするものであります。

繰越明許費の県営事業負担金のうち、広域営農団地農道整備事業については、工事周辺でオオタカの営巣により工事中止期間が必要となり、ほ場整備・中山間地域総合整備事業では実施区域決定に不測の日数を要し、農業施設災害復旧事業については関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、年度内に終わらない見込みであることから、新たに予算として定めたものであります。

次に、地方債の補正については、平成19年度対象事業費の調整と財源調整を図るため、所要額の更正を行うものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあっては、調定の実績及び事業費の確定などに伴う特定財源の更正が主なものであります。

次に、歳出予算の補正内容は、人件費を初め、事業の実績により精算するものがほとんどであります。

それでは、新たに追加計上いたします主なものについては、順次説明いたします。

まず、総務費では、前年度の剰余金の一部を財政調整基金に積み立てる経費、また、合併後の地域住民の連帯の強化及び地域振興に要する事業に資するための合併振興基金を積み立てる経費を追加計上するものであります。

民生費では、国保・介護保険特別会計へのルール分の繰出金、障害者自立支援医療費については所要の経費を追加するものであります。

衛生費では、乳幼児及び児童医療給付費及び上水道老朽管更新事業費の追加に伴う出資金について追加計上するものであります。

農林水産業費では、県営事業に係る負担金について追加計上するものであります。

商工費では、県と協調で実施している小口融資について実績による経費を追加するものであります。

土木費では、町営住宅の維持管理経費を追加するものであります。

教育費では、小中学校における施設維持管理に要する経費、学校給食に係る経費及び体

育施設の維持管理経費を追加するものであります。

次に、議案第12号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,015万9,000円を追加し、総額を16億9,077万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療制度に伴う電算システム改修費、保険給付費の伸びによる一般被保険者療養給付費及び退職被保険者療養給付費等の増額を計上するものであり、歳入につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金及び基金繰入金等を充てるものであります。

次に、議案第13号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万1,000円を追加し、総額を13億5,601万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護保険制度改正に伴う電算システム改修費及び決算見込みによる職員人件費の増額を計上するものであり、歳入につきましては、国庫支出金及び一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第14号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万4,000円を減額し、総額を9,145万4,000円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算では、職員人件費の精算見込みによる追加、及び一般管理事務費の番組制作委託料は、自主放送の「さくらチャンネル」で放映されている番組制作を、業者委託から一部町職員の自前による番組制作に切りかえたことによる減額であります。

さらに、施設管理費の光熱水費、保険料についても、それぞれ精算見込みによる減額をお願いするものであります。また、歳入予算では、事業精算見込みによる減額をお願いするものであります。

次に、議案第15号 平成19年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより、資本的収入を21万9,000円減額するものであり

ます。

その内訳は、石綿セメント管更新事業及び老朽管布設がえ工事に係る工事負担金の精算見込みによる1,191万9,000円の減額に伴い、企業債に900万円及び出資金に270万円をそれぞれ増額し、不足する21万9,000円は損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、議案第16号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより、収益的収入で1億612万2,000円、収益的支出で2,793万2,000円を減額し、資本的収入で4,791万7,000円を追加し、資本的支出で710万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第17号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより、収益的収入で6,201万円、収益的支出で6,496万6,000円を減額し、資本的収入で1,450万2,000円、資本的支出で1,166万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第18号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う宝達志水町の関係条例の整備に関する条例についてでございます。

平成19年5月の地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、関係の条例の一部を改正するもので、少子化対策が求められる中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入するとともに、その他所要の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

行財政改革を進める中において、これまで三役及び教育長の給与の改定並びに一般職職員の給料の減額支給を行ってきており、今回、行政委員及び審議会等の委員についての報酬額についても見直しを行うものでございます。

次に、議案第20号 宝達志水町合併振興基金条例についてでございます。

合併に伴う地域住民の連帯の強化及び地域振興に要する事業を実施するため、宝達志水町合併振興基金を設置するものでございます。

次に、議案第21号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

道路運送法の一部改正により、乗り合いタクシー事業の法的位置づけの変更による改正と、受益者負担の見直しにより、デマンドタクシー料金を現行の300円から500円に改定するものでございます。

次に、議案第22号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、第3子以上を持つ世帯に対し、国の児童手当に加え、町が1カ月当たり1万円の育児奨励金を支給していますが、昨年4月に第1子、第2子に対する児童手当額が増額されたことから、町の育児奨励金制度を見直し、出産直後に生ずる家計負担の軽減を図る観点から、名目を出産祝い金に改め、支給額につきましても一時金として10万円とするものでございます。

次に、議案第23号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

宝達志水町公共施設統廃合推進計画に基づき、東部保育所を廃止し、中央保育所に統合するため、当該保育所の名称及び位置に関する規定を削るものでございます。

次に、議案第24号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例についてでございます。

高齢化の進展により高齢者の医療費が急増した結果、高齢者の医療費を支える現役世代の負担が大変大きなものとなったところから、高齢者世代に対しその費用の一部負担を求めることとなり、平成20年4月1日から老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が施行されることになりました。

そこで、本制度の実施に伴い、事務の内容、被保険者、保険料の納期など、必要な規定について新たに定めるものでございます。

次に、議案第25号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の改正及び後期高齢者医療制度の創設に伴い、課税額、課税限度額、保険税額、徴収方法など、必要な規定について改正を行うものでございます。

次に、議案第26号 宝達志水町乳幼児及び児童の医療給付に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

少子化が進む中、対象となる乳幼児及び児童の年齢の上限を満9歳から12歳に引き上げることにより、乳幼児及び児童の健康増進対策を拡充・強化するとともに、これに合わせて費用の一部負担を保護者に求めることとしたものでございます。

次に、議案第27号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例についてでございます。

平成20年4月1日から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されることに合わせて、受給資格者、所得制限、助成の実施、請求の時効などの規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第28号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

国民健康保険制度の被保険者が75歳に達した場合に、後期高齢者医療制度の被保険者となることから、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の葬祭費の整合性を図り、被保険者間の公平性を確保するための改正を行うものでございます。

次に、議案第29号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成16年及び平成17年の税制改正により、収入が変わらなくても保険料が上昇するため、平成18年度及び平成19年度に保険料の激変緩和措置を講じましたが、平成20年度も引き続き激変緩和措置を継続するものでございます。

次に、議案第30号 宝達志水町健康診査費用徴収条例を廃止する条例についてでございます。

平成20年4月1日から老人保健法は高齢者の医療の確保に関する法律に改正されるため、同法に基づく費用徴収条例を廃止するものでございます。

なお、これまで老人保健法で行っていた基本検診は、新年度以降は高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づき実施し、費用につきましても今後規則で定めた上でこれまでと同額を徴収する予定であります。

次に、議案第31号 宝達志水町道路占用料条例についてでございます。

道路法の規定に基づき、町が徴収する道路の占用料の額並びに徴収方法及び占用料に係る延滞金の徴収方法など、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第32号 宝達志水町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止について及び議案第33号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてでございます。

昨年の郵政民営化による地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正により、規約に関する規定が削除されたことから、現在、押水郵便局と宝達郵便局において行っている住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書の交付請求の受け

付け及び引き渡し事務についての規約を廃止するとともに、改めて取扱郵便局の指定を行う必要が生じたため議決をお願いするものでございます。

次に、専決処分の承認 1 件についてでございます。

報告第 1 号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてであります。

今回の補正は、樋川処理区の J R 横断箇所が多量の湧水があり、早急に止水に対応すべく建設改良費1,000万円を増額し、資本的収入を 9 億1,493万1,000円、資本的支出を11億8,259万1,000円としたものであります。

この専決は、地方自治法の規定に基づき 1 月 7 日に行ったものでございます。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（近岡義治君） ここで、議案第 1 号から報告第 1 号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第 2 項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3 番 津田 勤君。

〔 3 番 津田 勤君 登壇 〕

3 番（津田 勤君） 3 番議員の津田です。

私は、町長に 1 点だけお尋ねしたいことがあります。

公共施設の統廃合についてお尋ねします。

合併から 3 年、よく似た規模の町が一緒になり、それぞれの町にある公共施設は老朽化

し、新たに建設するにも予算もなく、人口も減っていく一方でございます。統廃合検討委員会の答申にもありましたように、今後類似施設の廃止がますます進められていくように思われます。しかし、ただ単に更地に戻し、旧南部保育所の跡地のように、あそこばかりでもないですけれども、うまく売れないような分譲宅地にするだけでは大変もったいないような気がしてなりません。今後、このような類似施設の統廃合の跡地を、また、その建物をどのように再利用して、有効な活用方法を見出していくのか町長にお伺いし、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 3番 津田議員の御質問にお答えいたします。

本町では、平成18年3月に宝達志水町行財政改革大綱を策定し、基本理念として、町民に視点に立った簡素で効率的な行財政運営の実践を掲げ、鋭意取り組んできたところであります。

また、昨年、その大綱の趣旨にのっとり、宝達志水町公共施設統廃合検討委員会が4回にわたり開催されました。100の施設において施設の状態を、あるいはまた配置、そして利用状況の実態を検証し、その中で存続あるいはまた廃止、あるいは転用、統合、管理方法の変更など、それぞれ区分別で慎重に審議されました。

その中で、津田議員の質問にありました廃止対象となった施設は14、統合対象となった施設は16あります。

廃止または統合となった施設は、老朽化が著しく危険である施設や、あるいはまた利用度が著しく低く今後もふえる要素がない施設、あるいは類似施設がほかにあるものなどが対象であります。

このように、施設の統廃合により使用しないこととなった施設は、やはり安全性あるいはまた維持管理費の節減という見地から、できるだけ再利用は考えないで継続できる施設を有効に使用していきたいと、こう考えております。

このような施設の統廃合に際しては、最少の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治運営の基本に立って、取り組んでいかなければならないと考えておりますので、本町の大変厳しい財政状況を御理解の上、御協力のほどをお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（近岡義治君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 明快な答弁ありがとうございました。

私はもう一つだけ町長にお伺いしたいんですけれども、一番大事なというか、肝心な話かなとちょっとだけ思うんですけれども、庁舎の話ですけれども、まず今のところ、2つあったら不便だという声が私のところへは聞こえてきているんですけれども、町長のほうへはどんなような感じで来ているのか、最終的にはどういうお考えなのかをお聞きして、私の再質問とさせていただきます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 津田議員の再質問でございます。

庁舎の問題につきましては、4回の検討委員会の中で十分に審議されております。そして、現在の状況を十分に踏まえて最終年度、平成26年を一つのめどとしてとらえて、それぞれ地域の住民の皆さん方と、あるいはまた議会の皆さん方と十分に話し合い、そして理解の上でこの解決をしていきたいというのが私の考えでございます。今、この施設については、どうこうするという答弁は控えさせていただきたいと思います。

議長（近岡義治君） よろしいですか。

次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 私は、行財政改革の推進につきましてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの津田議員の質問と重複する点がございますが、御了承をいただきたいと思えます。また、重なる点につきましては、答弁は必要ございませんのでよろしく願いいたします。

まず、行財政改革大綱につきましてでございます。

行財政改革大綱は、平成18年3月に策定され、五十数項目になる改革推進項目が示されております。大綱の推進につきましては、副町長を本部長とする行財政改革推進本部が中心になり、全庁的な体制で取り組むほか、進捗など実施状況を随時議会や町民、学識経験者から成る行財政改革審議会に報告し、意見・提言を伺い、内容の見直しを毎年行うとともに、広く町民に進捗状況を公表し意見の反映を図るようになってきていると思っております。そこで、中野町長にこの行財政改革大綱について、現時点の進捗状況と今後の見通しについて聞きたいと思えます。また、実施第3年次には、行財政改革大綱の見直しを行うとさ

れておりますが、新たな大綱をつくるのか、部分的な見直しをするのか、見直しの考え方について聞きたいと思います。

次に、この行財政改革大綱の推進体制と取り組みについて、推進本部長の中江副町長に聞きたいと思います。

まず、1点目は、行財政改革審議会の委員の選任方法の考え方を聞きたい。

2点目は、改革推進項目ごとの実施内容、実績及び効果、進捗状況など、実施状況の報告はどのようにしているのか。

3点目は、町民に対して審議会の会議結果報告や改革推進項目の進捗状況などを公表し、町民が意見反映できる仕組みについて聞きたいと思います。

行財政改革実施のための中心機関の長として、具体的な答弁をお願いいたします。

次に、ケーブルテレビ事業についてであります。

平成18年4月に開局いたしましたケーブルテレビ事業につきましては、行政情報の伝達と難視聴地域の解消など、情報格差の是正という観点から開設されたと伺っております。昨年9月末をもって加入促進期間が終了いたしました。現在の加入率は35.35%と当初計画にほど遠い結果になっているようであります。

また、事業そのものの運営は、特別会計として一般会計からの繰入金で運営されており、今定例会に提出されました平成20年度予算案では、2,750万円の町民の税金の持ち出しになっているようであります。町では、昨年6月から「ぐるり宝達志水」今月の特集、特別番組として、町議会定例会の録画放送などを行い、放送編成の見直しや職員をNHKに研修に行かせ、自主番組の編集ノウハウを習得させるなど、努力されていることについては評価しておりますが、何といたしましても事業の課題は、加入率の向上と魅力のある自主番組の放送、そして委託費の削減等による収支の改善にあると思っております。

そこで、中野町長に、まず、事業の採算ベースとして加入コースの利用料によって異なっておりませんが、加入率は何パーセントで、何年度に達成できると考えているのか。

2点目は、加入促進に向けた助成措置の再実施をお願いできないか。

3点目として、金沢ケーブルテレビネット株式会社の委託費を削減できないのか。

4点目として、魅力あるさくらチャンネルにするには、地域の行事やイベントを紹介する町民地域ボランティアの募集や、町民から募集したビデオだよりの放送など、住民参加の地域密着型番組を作成するなど、自主番組の充実・強化を図ることが重要と思っております。収支改善に向けた取り組みについて具体的な答弁をお願いいたします。

最後に、公共施設の統廃合の実施についてであります。

さきに行われました全員協議会において、今年4月には東部保育所を中央保育所に統合し、共同福祉施設白虎山センターを廃止すると説明がございました。これらの施設は、公共施設の最初の統廃合であり、今回の対応いかんでは今後の統廃合が左右されかねないと考えております。きちんとした対応と利用者や施設の関係者に十分説明し、理解を得た上で実施されるようお願いしたいと思います。

そこで、中野町長に考えを聞きたいと思えます。

まず、統合されます東部保育所については、園児の送迎についてどのようにするのか聞きたい。

次に、統合後は空き施設になりますが、御承知のように、この地域は中山間地にあり、将来限界集落になる可能性のある集落も少なからずあるように感じていることから、地域の活力向上につながる利用方法も検討しなければならないのではないかなと思っております。施設の有効活用について、何か考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

次に、廃止される共同福祉施設白虎山センターについては、現在、介護予防教室いわゆる「おたっしや教室」などが実施されていると思えますが、施設の廃止を理由に取りやめにはいけないのではないかなと思っております。今後どのようにされるのかお聞きをし、私の一般質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

行財政改革大綱についての質問であります。

本町の行財政改革大綱は、さきの津田議員の質問にも述べさせていただいたとおりでございますが、平成18年3月に策定したわけでございますので、2年を経過しております。平成20年度は、大綱の計画期間の中間年に当たるわけであります。

まず、進捗状況についてですが、策定後速やかに具体的な調査や検討を始めるとともに、実施可能なものは次年度から直ちに着手いたしております。

津田議員に答弁させていただきましたように、平成19年度における最も重要な取り組みは、公共施設統廃合検討委員会を設置し、一定の方針を定めたことにあります。公共施設の統廃合を進めることによって、町民の皆さん方には何かと不便をおかけすることになるかもしれませんが、町民の皆さんの深い御理解と御協力を期待するものであります。また、

この2年間の行財政改革の実施により、人件費、物件費、補助金、あるいはまた助成金を大幅に削減いたしました。

その進捗状況は、毎年度末に審議会に報告し、検証することといたしております。今年度も年度末、今年度の3月末でございますけれども、審議会を開催する予定でございます。その中で、それぞれの進捗状況を説明していくわけでございますので、御理解賜りたいと思います。

大綱の見直しについてでございますが、12月定例会におきまして「より積極的に取り組むため、大綱の見直しについて検討する必要がある」と答弁させていただいたところでございます。このことにつきましても、今月開催予定の審議会では平成19年度の進捗状況を検証した上で、新年度において検討していきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、ケーブルテレビ事業の収支改善についての質問でございますが、第1点目の、ケーブルテレビ事業が事業単体として採算ベースに乗ることのできる加入率につきましては、単純に申し上げますと、全体の加入率が80%。そのうちデジタルスーパーコース、すなわち現在、月3,990円の利用料をお払いになっている方々が70%加入しないと、採算ベースに乗らないという大変ハードルの高いものでございます。

しかし、議員も御承知のとおり、現在、ケーブルテレビの配信に使用しております光ファイバーケーブルは、町内の情報の格差をなくすためにと、民間企業では決して事業対象とならない山間部までくまなく張りめぐらせたものをケーブルテレビ会計で経理していることから、これらの経費を単純に使用料だけで補うとすれば、このような高い率になるということになるわけでございますが、このために、この会計につきましては、今後も住民福祉の向上と利便性を高めるためとして、ケーブルテレビ事業としての採算性に目をつぶるような整備した部分、先ほど申したとおり、採算ベースだけならば民間業者が決して配信しない地域まで配信しているということを御理解していただいて、一般会計からの繰り出しも行っていきたいと、こう考えております。

しかし、それだけではやはり事足りないわけですので、後ほどまた御説明いたしますが、住民の利便性を高めるための事業として、本町の携帯電話不感地帯の解消についてもこの光ファイバー網が大いに役立っており、今ではほとんどの山間集落において携帯電話が通じるようになったことは、議員も御承知のことと思います。また、2月末現在の加入率35.4%という数字は決して高い数字ではございません。町としてさらに加入促進に向けた

政策を実施し、少しでも早く健全な会計となるよう努力していかなければいけないと考えております。

また、2点目の助成措置の実施についてでございますが、所管課に他の市町の状況等を調査させております。今後、議会の皆さんとともに検討してまいりたいと考えております。

そして、3点目のケーブルテレビ放送番組の委託費の削減、4点目の住民参加の地域密着型番組を放送するなど、自主番組の充実あるいは強化策の質問については、現在考えている私どもの計画につきまして、情報室長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

次に、公共施設の統廃合の実施についてでございます。

東部保育所の統合については、昨年12月14日、地域の区長さん各位に参集していただき、散田会館で宝達志水町における保育所統合の経緯、そして統合に係る基本方針等を説明し理解していただきました。その後、東部保育所に通所する児童の保護者全員に対しても、統合についての基本方針を説明するとともに、統合に当たっての不安要素等をお聞きし、その解消のために鋭意努力を重ねてまいりました。その結果、保護者の皆さんに御理解をいただき、おかげをもちまして全児童の中央保育所への入所手続を完了いたしております。

その中で、児童の送迎についての質問でしたが、本町では原則として送迎は保護者が行うということで、保護者の皆さんに御協力をお願いしております。

また、厚生労働省指針にも、児童の安全確保のため、原則として送迎は保護者が行うことの徹底があるということも御報告申し上げ、私どもも今後その方針に従って、この送迎の問題を対処していきたいと考えております。

また、通常の保育時間内に送迎できない保護者のニーズに対応するため、延長保育時間を設け対応しておりますので、御理解賜りたいと思います。

2点目の、空き施設の有効利用についての質問でございますが、先ほど津田議員に対して答弁させていただきました。

この空き施設につきましては、原則的に再利用しない、再使用しないということで先ほど答弁させていただきましたが、地域の活性化策、あるいはまた利用策については多方面の問題として今後とらえていきたいと。単に空き施設の利用だけじゃなくして、地域の活力低下あるいはまた地域の活性化については、地域の皆さん方と十分意見を交換しながら、そういった活用方法も含めて検討していきたいと、こう考えております。

現段階ではどのような活用方法かということは、今の段階では申し上げることができま

せんが、地域の住民の皆さん方の意向も十分拝聴しながら進めていきたいと、こう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

また、白虎山センターの廃止についてでございますが、現在、介護予防教室、高齢者が介護状態となることを予防するとともに、介護状態になった場合においても、自立した日常生活を営むことができるようにするための事業を現在行っているわけでございます。

廃止に伴い、平成20年度からは、場所を町民センター「アステラス」に変更いたし、引き続き同じ内容の教室を開催していきたいと、こう考えておりますので、利用者の方々には現在の形でのサービスを提供していきたいと、こう思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 副町長 中江 映君。

〔副町長 中江 映君 登壇〕

副町長（中江 映君） 柴田議員の御質問に対し、私からは大綱の推進体制とその取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず、審議会の委員の選任方法についてでございます。

この委員につきましては、平成17年度の策定時におきまして、町議会を初め各種団体の代表者など10名の方を委嘱させていただいております。

委員の任期は、条例で2年となっておりますが、昨年3月31日をもって一応の任期を満了する予定でございましたけれども、改革の進捗状況を検証するという必要性のあることから、所属団体を問わず、委員全員の再任をお願いいたしておるところでございます。

次に、改革項目ごとの実施内容や実績と効果、進捗状況などの報告をどのように行っているかという御質問でございますけれども、昨年の審議会では、平成18年度に取り組んだ実績の概要と19年度の取り組み内容、また、その影響額について改革推進項目ごとに報告させていただいております。この内容は、昨年の議会3月定例会の附属資料として配付いたしました行財政改革調書と同じものでございます。

先ほど、町長答弁にありましたように、今月開催予定の審議会におきましても、同様の形で審議をしていただくことといたしております。

3点目の町民に対する審議会の会議結果や改革推進項目の進捗状況の公表と、これに対する町民の意見をどう反映するかということでございますけれども、議員の御指摘のように、行財政改革大綱中、推進計画の中にも実施計画と実施状況について毎年度公表するこ

とになっております。

しかしながら、現在まで結果として公表を行っておりません。この点につきましては、私自身、推進本部長の立場でございますので、深く陳謝申し上げます。なお、早速ホームページあるいは町の広報などを使って公表したいと考えております。

あわせて、町民の皆様方に役立つ情報や最新の情報をすばやく伝え、町民の意見を集約できるホームページの充実を図るということも大綱でうたわれておりますので、この点についても早急に関係課、部署を挙げて改善に努力してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 情報推進室長 田村淳一君。

〔情報推進室長 田村淳一君 登壇〕

情報推進室長（田村淳一君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、3点目の金沢ケーブルテレビネット株式会社との委託費削減であります。ケーブルテレビ事業開始時に締結をいたしました施設維持管理に関する基本協定に定めがあることから、施設の維持管理に係る削減については厳しいものと認識をいたしております。ですが、今後、削減については協議をしてまいりたいと、このように考えております。

また、番組制作に係ります委託費用につきましては、職員による自主制作に切りかえることにより削減を図ります。

次に、4点目の地域の行事やイベントを紹介する町民地域ボランティアの募集、ビデオだよりの募集など住民参加の地域密着型の番組を放送する自主番組の充実・強化策についての御質問でございますが、平成20年度から宝達志水町まちかど通信員制度を新たに設け、ケーブルテレビの番組や町広報、ホームページに関することなど、地域の情報収集並びに情報提供を担っていただけるまちかど通信員を基本的に、全集落に設置していただきたいと考えております。

また、町民の皆様からの投稿ビデオは、随時受け付けることといたしておりますが、現在のところございません。今後、町民の皆様にお知らせをしてまいり、投稿ビデオ等がいただけるよう周知をしたいと思っております。

次に、昨年12月に実施いたしました加入者アンケートの調査結果から、ケーブルテレビ放送の番組で同一内容の放送期間が長い、多くの町民が出演する番組をつくってほしい、重要事項など町からの連絡等の時間を設定してほしいなどの御意見や御要望をいただいて

いるところから、同一放送期間の短縮や町からの情報などを整理区分し、親しまれる番組づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本年度から、全集落を対象に地域の行事やイベント及び文化財や景勝地などを紹介する集落紹介番組を、能登なぎさビデオクラブの御協力をいただき、地域に密着した番組づくりをしてまいりたいと考えております。なお、放送につきましては、制作が完了した集落から順次放送していく予定でございます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 非常に具体的な御答弁をいただきました。ありがとうございます。その中で、1点だけお願いをしておきたいと思っております。

副町長の中で、情報の公開につきましてのお話がありました。行財政改革と申しますのは、町長の冒頭のごあいさつにもございましたように、住民本位でもって、いわゆる住民の目線に立った改革をやらなければいけないわけでございますから、やはり住民に詳細に内容を公表いただいて、町全体がよくなるようなそういう形になって、ぜひやっていただきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時58分休憩

午後1時03分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） それでは、仕事と子育て両立支援について質問をさせていただきます。

県は2008年度、主な施策事業の一つとして、子育て・少子化対策に各種保育サービスを計画的に行うための子育て支援プランを作成するコーディネーターを県内全域に拡大し、育児拠点をふやす事業に取り組むことを発表されました。当町より、この事業推進のため

研修に数名行かれたとのこと伺いましたが、具体的にどのような内容のものなのか。また、新年度より当町独自の子育て・保育事業にどのように生かしていかれるのか。また、具体的な施策事業がありましたら伺いたします。

また、県は、ほかにこのような施策事業も計画いたしております。といいますのは、県民が気軽に子育て支援に参加できる商店のポイントサービスの交換条件として、子育て支援財団への寄附を設定するというものでございます。

子供は、今も昔も変わることのない宝でございます。ところが、どこの集落にあっても減ることはあっても、ふえることがないのが子供の数でございます。ただ、よくよく考えてみれば、原因は、若い世代の夫婦がこの町に住んでいる割合が少ないからでございます。今定住している方々のほかに、この町に来て定住していただくことが喫緊の課題でございます。

企業誘致も着実に成果をお出しになっておられますが、これから若者が夫婦としてこの町に定住していただくためには、仕事と子育てが両立でき得る万全のサービス、支援体制を整えた宝達志水町でなければ、この町はいつまでたっても本当の宝の山にはなれないと存じます。

そのためには、現在住んでおられる宝達志水町の町民、そして商工企業などの方々の深い御理解と真心をちょうだいいたし、先ほど述べましたような支援体制を推進できないものかと思っております。当町独自の子育て支援基金を設定し、気軽に参加できる商店のポイントサービスの交換条件の一つとして、寄附を設定したり、寄附を明示して商品を販売したりして子育て支援の輪を広げるために活用するというものでございます。町長のお考えをお聞かせください。

また、保育所事業内容についても、さらなる充実が必要かと存じます。保育料につきましては、他市町村とはそれほど差異のない基準に設定されておりますが、ならば、保育所を選ぶポイントは何かということでございます。

2月、政府の経済財政諮問会議は、少子化対策の一つとして、出産後女性が働きやすい環境づくりを進めるため、保育サービスの強化を提案いたしました。また、ことし2月、首相は、児童福祉法の改正をし、保育所以外で自宅や企業、地域で乳幼児の通常保育が可能な制度を拡充すると話されました。

このように、あらゆる環境での受け入れサービス向上に強化施策がとられますれば、各自治体のサービスのさらなる向上が検討されてくると思われます。ちなみに、宝達志水町

保育所事業が、平成22年度までに指定管理者制度を導入する見通しが立ったことを、先月の全員協議会で報告されましたが、先ほど申し上げましたサービス向上の面から見ましても、今後、日曜・祝日保育も検討されるべきと存じますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。

昨年12月の新聞にも載っておりましたが、働きながら育児を両立できる企業づくりに積極的に取り組んだとして、日立ソフトウェアエンジニアリングなど3社が第1回ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）優秀賞に選ばれたということが載っておりましたが、大企業ならではの可能な体制でございました。それは、短時間勤務4パターン、しかも小学校卒業まで、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）を撤廃し、社員が始業・終業時刻を自分で決められるフレックスタイムの導入など、妊娠イコール退職にならないよう働きながら子育てができるスタイルにして、いい人材確保に人事戦略努力と書かれておりました。

ただ、これは、大企業ならではの努力可能の領域かと存じます。しかも、法律では、従業員300人以上の大企業には、仕事と育児の両立の一般事業計画策定が義務づけられておりますけれども、現在、石川県におきましては、大企業に勤務する労働者の割合は24%しかありません。

このため、石川県は、昨年11月に子ども総合条例で義務化の基準をことし4月より、県内100人以上の中小企業まで引き下げ、意識高揚に乗り出すとの発表をいたしました。それでも我が町にはどこ吹く風、かすりもしない施策であると思っております。それどころか、今述べた対象企業が充実した体制をとるようになるにつれて、このような企業を持つ自治体やそれに隣接した自治体、地域周辺に次第に若者はやはり転出し、定住していくことになるでしょう。

ますます各自治体の少子高齢化格差が広がり、気がついたならば、この町は若者のいないすっからかんの町にならないまでも、それに近い状態になる不安を感じずにはおれません。そのためには、この町の現状に即した支援体制を独自に確立していくべきだと思われまます。

何が必要か、どうしたら仕事と子育てのしやすい町と言われるのか、私なりにいろいろな方のお話を参考にいたし申し上げますと、職場の意識改革、理解が必要だと感じました。町内商工企業に、商工会などを通じ、若者や子供が住みよい職場環境のため協力と理解を求めていく啓発活動も大切なことと存じますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせ

ください。

しかしながら、これだけでは、育児の本当の悩みの解決にはつながらないのではないかと思います。と申しますのは、私の育児経験を振り返り申し上げますと、休みをいただくときは、かわりになる者がいて初めて休めるものでございます。私の場合は、そう簡単に休むことができませんでしたので、子供を職場へ連れて行き、育児と仕事の2つをいたしておりました。特に学童期の夏休みなどはしょっちゅう連れて行き、横で宿題をさせながら事務をいたしておりました。これは職場の深い理解があったればこそでございます。

しかしながら、そんな環境の中にあっても、子育てで一番困るのが子供の病気でございます。普通の風邪はもちろん、インフルエンザ、はしかや水ぼうそう、おたふく風邪やらけがやら、小学生になるまで一通りのコースを経験して育つように思えます。

我が子を育てていて、何度保育所から当時連絡をもらったか。そのたびに1人で勤務先において、この場をかわって留守をしてくれる者もいず、身動きできずにいら立つことが本当によくございました。なじみの来客があるうものなら福の神で、拜んで留守番をしてもらったり、あるときは子供の遊び相手になってくれたりと、今思えばいろんな人に支えられて子育てができてきたように思えます。

しかし、そういったおらかな環境はそうめったにあるものではございません。つまり、働きながら育児をしていて一番困ったときは、子供がいわゆる病後児期と言われる段階よりも、むしろ病児と言われる段階のときでございました。保育所より、子供が急に熱を出したとき、すぐに職場から迎えに行き病院へ行けない現状、また、少人数の職場の多い管内企業にあっては、なかなか思うようにはいきません。今後、核家族がふえる中、私が20年ほど前に味わったこの思いは、今子育て中の方々にとってもそう変わっていないのではないかと感じております。

しかし、何といたってもこの難題な局面を打開していくことが行政の努めでございます。昨年12月に厚生労働省は、2008年度施策に少子化対策としての効果が期待される仕事と育児の両立支援の一つとして、病気や体調の悪い子供を小児科医院などで預かる病児・病後児保育の推進を図ることを発表いたしました。

現在、当町には昨年7月より保育ママ制度事業により、病後児や保護者の体調不良等、一時的に家事や育児が困難な家庭に実施されている支援事業がございますけれども、このたび厚生労働省が打ち出しました病児・病後児保育の推進は、特に病児期にある子供の支援体制として保育所と小児科を連携させることは、保護者にとってとてもありがたい施策

でございます。

緊急に駆けつけられないとき、保育所と小児科が連携し、病児期にあっては保護者と小児科が連携し、医療施設の一角に病児の万全の体制がとれないものだろうかと存じます。このような施策に対し、町長のお考えをお聞かせください。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 1番 萩山議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の町独自の商店のポイントサービスに関する御質問でございます。

御指摘のとおり、県では、同事業を新年度に向け全国でも例がない事業として取り組む予定と伺っております。しかし、この事業内容については、私どももまだ具体的な説明を受けておらず、現段階では十分に内容等について把握していないわけでございます。したがって、今後示される事業内容を見きわめ対処していきたいと考えております。

商店街のポイントサービスに関する各問題、そしてまた商工会との連携の話もございました。現在、議員御指摘のとおり、それぞれ商工会あるわけでございますけれども、現段階では去年で2つの商工会がございます。この商工会も、今月4日に何とか合併に向けての準備協議会が設立し立ち上がったところでございます。そういう中で、しっかりとした商工会が一本化した暁には、各種企業に対しまして、今御指摘のような問題も十分に私どもも、子育てに協力していただくような体制を協力願えないかということは働きかけていきたいと、こう考えております。

そしてまた、県が考えているそれぞれの事業とは限らず、町民の皆さん方にも負担にならず、なおかつ町の財政負担が伴わない、より効果的な子育て支援がないか私どもも今後十分に検討していきたいと、こう考えております。

また、保育所における日曜・祝日保育についてでございますが、現在の社会における女性の就業形態の多様化、あるいはまた核家族化の進行等により、保育所に対しての保育ニーズも多様化してきております。それに対応するため、当町では現在、土曜日の午後も含めた延長保育・一時保育等を実施し、できる限り子育て支援に努めてまいっております。

しかし、議員が提案された日曜・祝日保育を初め、保育所に対するニーズは今後ますます多様化してくることも事実であります。そんな中で、平成21年度から町が考えております指定管理者による運営を検討する中で保育内容のさらなる充実を図ってまいりたいと、

こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、病児・病後児保育の体制についての質問でございます。

私は、医療機関や保育所等の専用スペースで、病児・病後児の保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援することは、少子化対策あるいはまた子育て支援として、大変有効な施策の一つではないかととらえております。

現在、我が町の医療施設は志雄病院、これが1カ所でございます。志雄病院の現状を申しますと、小児科の実情は大変医師の確保が難しいということで、非常勤医師による平日の午後半日のみの診療となっております。さらに、金沢医科大学病院からの派遣は、曜日ごとの交代勤務となっております。

現状は、このような現状でございますので、病児・病後児保育の時間は、やはり朝から夕方まで医師が必要であると考えておりますし、常勤医師、看護師の確保が現在のところ困難であるということもでございます。また、病院内に保育スペースがないのも現実でございます。そういうことを考えますと、現段階では志雄病院でのこういった保育は困難であると認識しております。

また、病児・病後児の保育所での受け入れについても、各保育所とも施設的に現在はスペースの余裕がなく、看護師及び保育士の増員が困難であると考えております。現段階では大変難しいと考えておりますけれども、今後の保育所のあり方としては、大変有意義な問題でございますので十分検討していきたいと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。終わります。

議長（近岡義治君） 住民課長 太田永作君。

〔住民課長 太田永作君 登壇〕

住民課長（太田永作君） 1番 萩山議員の御質問に答弁させていただきます。

御質問の、子育て支援プランを作成するコーディネーターの具体的な内容でございますが、平成18年度から実施しておりますマイ保育園事業をさらに拡大して実施する事業でございます。

具体的には、研修を受けた保育士が、子育てをしている未就学児の親子、また、在宅育児家庭を対象に子育て支援プランを作成し、ソフト・ハード面から特に、母親への支援をすることで安心して子育てができる環境づくりに寄与するものでございます。

次に、町独自の子育て・保育事業にどのように生かされているか、また、具体的な施策事業はという御質問でございますが、町内各保育所及び子育て支援センター等で、支援を

必要としている対象者に対して、一時保育制度の利用や保育ママ制度の紹介、また、育児講座等を支援プランに取り入れることにより、町が実施している子育て・保育事業の充実に生かしていきたいと考えております。

また、具体的な取り組みといたしまして、現在は5人の保育士がコーディネーターの研修を既に受講しておりますが、今後は町内全保育所に研修を受講した保育士を配置し、子育て・少子化対策に生かしていくよう考えております。

次に、商工企業者への子育て支援の啓発活動についてでございますが、町商工会等を通して、事業主に対して育児休業制度の普及、また、事業主体が（財団法人）子育て支援財団のプレミアム・パスポート事業への参加依頼など、あらゆる方面から子育て支援の理解、啓発に努めてきております。今後も、町商工会と連携を密にして啓発活動に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（近岡義治君） 萩山君、いいですか。

次に、5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） それでは、私のほうから3点ばかり町の体制、対応をお聞かせ願いたいと思っております。

午前中から皆さん方の一般質問の内容を聞かせていただきます中に、どうも町負担の形が皆さん方から指摘をされ、町長の当初の20年度の事業内容の説明の中にもありましており、職員の給料の3%カット等々、役職員の10%から100%のカットという厳しい内容が報告される中で、やはり私は、まず町民が所得を上げてもらわなければならないという観点から、私の質問させていただくものについては、農業問題であります。

ことし、第1次宝達志水町総合計画が2年目に向かっております。その中での林業についての取り組み姿勢についてを伺わせていただきます。

まず、農業問題であります。総合計画の中では、主要事業として5項目でまとめられております。その中で、担い手の育成・支援についてお伺いいたします。

昨年は認定農業者の推進、それに伴う認定、また、集落営農の推進とあわせて農業法人化の取り組みについて一生懸命やられてこられたのは、一つには吉田集落における白滝農業法人が本年1月26日に設立されております。これらの形の中で、役場当局におかれましては、育成に関しては着々と法人化に向けられ、仕事を進めておられるということについ

では努力も認められますし、私の思いと一致をしているところでございます。

その集落営農に向けて、前回は質問させていただいたと思いますけれども、法人化に向けて動いている集落等々がいつごろをめぐりして法人化に設立できるのか。もしそういう動きがあるとすれば、お聞かせを願いたいと思います。それとあわせて、大区画ほ場整備に取り組む集落については、総合計画の中で集落が挙げられてございますけれども、これ以外に大型基盤整備の取り組み集落がありましたら、お知らせを願いたいと思います。

もう一つ、主要事業の5項目の米づくり支援がうたわれております。この内容につきましては少し読み上げます。

「農業者や農業者団体の需要に応じた主体的な米づくりを支援し、生産物の拡大、活性化のための共同利用機械の導入など助成する一方、計画的な需給調整に必要な助成を行います」、基本的項目でまとめられております。この言葉にあるとおり、本年度のそのまま事業が実行されているかと申し上げますと、昨年まであった部会助成のカットなど、私といたしましては、総合計画の進行に対する後退ではなかろうかというような危惧をいたしております。新たな部会助成を含む支援対応があるようであれば、お答えを願いたいと思います。

次に、林業についてであります。

3項目の主要事業が記載されておりますが、今回、私は3項目めに挙げられておりますいしかわの山の幸振興対策事業についてお伺いをいたします。

まとめの内容につきましては、「宝達くずの生産拡大に向け、くず根の栽培及びこれまでに整備したくず畑の維持管理に努めます」、こういう形の中で宝達くずの生産拡大をうたわれております。役場の担当の方にお伺いをいたします。現場を見たことがありますか。試験を始めて、旧押水町のとよからの試験ほ場でございます。7年が経過しております。生産者の期待したくず根が掘り起こせるのでしょうか。

生産者の一人に聞きますと、ほ場は元田であったと。田でつくる要因として、これは私の想像も入っておるわけでございますけれども、生産者の高齢化に伴う年齢を考えたときに、近くがいいだろう、掘るのも楽だろうという思いの中で今のほ場が選定され、試験として今7年がたちました。

7年たって根はどうなのか。私は決してよいものが掘られていないのではないかと思います。であるとすれば、7年たっての反省と、やはりくず根は山の幸であることから、生産者と再度の話し合いを、近くの山で再試験をすべきと私は思っておりますが、町の考え

と対策をお聞きします。

これは対になりますけれども、その生産者いわく、条件のいいところで栽培しますと、4年もすると立派なくず根を掘り出すことができる。私の生きている間に試験ほ場からなくず根を掘り出して、立派なくずをつくってみたいというような話も聞かせていただきました。これら3点になりますか、4点になりますか、まず、農家にお金をとってもらおうという観点から町の姿勢を問いました。端的な答弁でお願いを申し上げます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 5番 川崎議員の御質問にお答えいたします。

第1次宝達志水町総合計画における農林水産業の振興、特に農業振興の大綱については、私からお答えし、細部については担当課長から答弁をさせますので、御了承願いたいと思います。

まず、農業は、当町の産業振興の中で重要な基幹産業であるということは、言うまでもなく、特に水田農業いわゆる米づくり対策は、農業振興の大きな柱であります。

このことから、町総合計画の農林水産業の振興の中で、とりわけ農業については、基盤施設の整備促進を初め、5項目の主要事業を立てており、今回、議員の質問の米づくり支援、その事業も一つに入っております。

さて、御承知のとおり、昨今の農業・農村を取り巻く環境は、米価の下落を初め、農業者の高齢化など大きく変化しております。これら現状にかんがみ、当町は担い手の確保に主眼を置き、農業経営の規模拡大及び農地の保全などに積極的に取り組んでいるところであり、今後とも各種施策を取り入れながら推進してまいりたいと考えております。

なお、御質問の米需給調整に伴う町単独の助成については、従前の制度にかわるべく有利な制度を取捨選択の上、有効に活用してまいる所存でありますので、御理解を賜りたいと思います。

また、御質問の中にございました部会、あるいはまた生産組合の補助金の問題につきましては、議員も御存じかと思えますけれども、合併後3年間は部会の育成のためにこの制度を残そうということで、今年度は最終年度です。3年間の補助期間が終わったということで、それぞれの部会、生産組合も育成には十分に強化されたと思えますし、やはり農業団体あるいはまた農業部会でございますので、自助努力も大変大切だと思います。

そういったことを踏まえて今回の予算措置がしてございますし、また、最後に私申した

とおり、米需給調整に伴う助成については、それぞれ取捨選択の上、有効に活用していくということで御理解賜りたいと思います。それらの内容につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。よろしくお願いたします。

議長（近岡義治君） 農林水産課長 鍛冶一良君。

〔農林水産課長 鍛冶一良君 登壇〕

農林水産課長（鍛冶一良君） 川崎議員の御質問にお答えいたします。

今ほどお話があったとおり、本年1月、南吉田地区において、いわゆる稲作経営を主体とする農事組合法人が当町で初めて設立されました。これも組合員及び地域の積極的な取り組みのたまものと思っております。

その後、他の2つの地区で農事組合法人が設立されたのを初め、さらに他の2地区で法人化に進んでおられます。これにより、今春には5つの法人が営農活動を実施するものと思われま。当町としては、今後とも法人化とともに集落営農組織の育成・強化に取り組んでいきます。

それと、御質問には事前にはなかったわけですが、今後見込まれる大型ほ場整備の計画はいかがかという御質問でございます。

平成21年度新規採択を予定し、散田地区において経営の基盤整備事業というものが今現在見込まれております。さらに、他の地区においても同様の県営ほ場整備事業というのを進むべく、地元での話し合いが現在進んでおります。

続いて、2点目の米需給調整に対する町単独助成についてでございます。

国は、米価及び農業経営の安定を図るため、米の生産調整を確実に実行するよう指導のもとで、当町では生産者、農協系統などと相互に連携しながら、その施策にしっかりと取り組んできたところであります。

さて、御質問の米需給調整に対する町単独助成、いわゆる生産調整の参加農家に対する町からの上乗せ助成金については、国の制度などを十分に勘案した結果、予算計上を見送ったところでございます。ただし、これにかわる措置として、産地づくり交付金及び米緊急対策として、新たに平成20年度から導入されます地域水田農業活性化緊急対策などの国の交付金を有効に活用してまいります。

なお、この産地づくり交付金は、従前の転作助成金にかわるものとして麦・大豆などの主要作物や町の振興作物であるソバ、チンゲンサイ、そして花木などの栽培に対して、農家に直接支援できる、さらには地域の創意工夫により活用できる国の支援金でございます。

また、この交付金については、来年度、生産調整の達成度により、従前に増して増額が見込まれております。

なお、各集落においては、生産調整に伴う農家との調整や作付作物の選定、さらには団地化など多岐にわたる事務をお願いしているところであり、これらに対する所要の経費は昨年度に引き続き計上しているところでございます。

今後とも、関係機関と綿密な調整を図りながら、当町の米づくりを支援してまいり所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

3点目の宝達くず生産振興についてでございます。

川崎議員からお話があったとおり、宝達くずは、町にとっても貴重な特産品であることは御承知のとおりでございます。

宝達くずに対する振興につきましては、平成11年に、山村振興の一環として、さらに地域の活性化対策として、くず会館が建設され、さらに県事業により今ほどお話がありましたたくず棚を設置し、人口栽培に取り組んできたところでございます。

さて、宝達くずの原料については、生産者の高齢化や地元での良質なくず根不足から、一部を除き、中国産のくず根の原木を輸入し、地元で精製の上、販売している状況でございます。

今後とも、この貴重なくずの生産を組合として生産を存続していくためには、あらゆる手だてをしていかなければならないものであると考えております。町としても状況を見きわめながら、伝統ある町特産品の宝達くずの安定した生産に対し、支援をしてまいりたいと考えております。

なお、このくず根の状況につきましては、私どもも現地のほうを十分掌握しておる思いでございます。

今後とも、生産組合等、十分な連絡をとりながら良質なくず根の栽培を図っていくよう支援をしていく所存でございます。御理解のほどお願い申し上げます。

議長（近岡義治君） 5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） 今、町長のほうから、部会助成については合併後3年の云々という話がありました。それはまさしく私も確認をしております。そのことについては、その年になったんだなという判断はしておりますけれども、今まさしく農業は、町長もみずから申されたとおり、各部会活動については昨年の内容を見ても、4月、5月の干ば

つに遭い、大きくならなければならないものが小さく推移したと。量的には減っておりますし、金額的にも減っている。そういう形の中で、部会活動も若干厳しいところに入ってきているという状況も見えるわけでございます。

その中で、やはり町の特産となる、宝達くずも含めてでございますけれども、部会活動をおろそかにしてもらいたくない。それはお金のことだけではございません。単にお金のことを言っているわけではございません。それがたまたま部会が受けるときには、それが何らかの助成になるのかもしれませんが。そういったことも考慮の上、さらなる部会の活性化を推し進めるとともに、きめ細かい農業に対する御理解を賜りたいと、このように思います。

それと、今、課長のほうからくずの答弁がありましたけれども、いろいろ試験田の現物は見られておりますか。現物を見たことはあるんですか、掘ったときの。見たことがあるのかなのか、整備を委託して管理は十分にされているという答弁だったように思いますけれども、確認をしたのかどうか。その確認したものが搾ってくず根になるかまで確認をされているのか。私は多分されていないだろうと。今の答弁を聞く中においては、言葉だけの生産対応であると。もっと足まめに動いてもらって、試験である以上は試験がどれだけの形になるのか見きわめをしながら、今も申し上げましたとおり、そこでだめだとすれば、場所を変更して再度試験をする必要があるのではないかという気持ちでありますし、そのことについて、もう一度答弁をお願いします。

議長（近岡義治君） 農林水産課長 鍛冶一良君。

〔農林水産課長 鍛冶一良君 登壇〕

農林水産課長（鍛冶一良君） 川崎議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる昨年の暮れでございますが、試掘を行ったということで、私は現実的には現場へは赴いておりません。試掘をしたということでのお話を仄聞いたしたわけでございます。なお、その試掘のくず根そのものについても、まさしく組合自身が当初満足したまでの成長はしていないという、この状況はまさしくほ場が悪いのか、あるいは気候的な問題があるのかなどを含めて、いま一度精査を試みる必要性があるかなと思っております。このようなことも含めて、地元生産組合の方々と今後の対応を含めて協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

議長（近岡義治君） 5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） まず、足を運んでいただいて、生産農家と再度調整をしてもらって試験ができるようにお骨折りを願いたいと。町長もあわせてお願いをしておきます。よろしくお願ひします。答えは要りません。

議長（近岡義治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党を代表して5点について一般質問いたします。まず、平成20年度宝達志水町の予算案についてであります。

この平成20年度予算編成の方針が、すべての事業の存続の是非と同時に、続ける事業に関しては10%の歳出削減を徹底するという説明が、午前中の町長の提案理由で説明されました。それを裏づけるように、財政調整基金を初めとする各種基金が大幅に減少しているのは事実であります。

しかし、旧両町が合併をするとき、合併したら当分の間は少なくとも合併後10年間は旧両町の交付税はこれまでどおり確保されて、財政的には心配ないと言われて、町民は不安を抱えながら合併に進んでいったはずであります。ところが、合併後わずか3年間で町の財政が大変で、各在所の要望工事もできない。こういうことを行政の側が言わざるを得ない原因は一体どこにあるのかをこの最初の質問を通して明らかにし、議会と行政と町民との現状認識の意思統一を図りたいと思います。

そのため、私が調べたりしたこともお聞きしますが、町民の方々から私のところに届いている幾つかの疑問などについて、できるだけそのままお聞きしたいと思ひます。そのため、執行部におかれましては、できる限りの誠実な答弁を求めるとあります。

さて、合併して財政が大変になった自治体は、宝達志水町だけではありません。実は、総務省が市町村合併のモデルケースとしてきた兵庫県篠山市の酒井市長は、平成19年7月の広報で、「国の三位一体改革による地方交付税の削減から、大変厳しい財政状況に陥りました」と告白しておられます。

調べてみますと、実際に地方交付税の削減や国庫補助負担金の削減など、政府の政策変更によって篠山市の財政が翻弄されています。特に同市は、合併の際に政府が推進してきた合併特例債を活用して、図書館建設など11の事業を実施し、起債の償還計画も立てておりました。ところが、元利償還のピークを迎える時期に地方交付税が大幅に削減され、同市自身が2013年度に財政再建団体に転落する可能性がある、こう表明するほどの財政状況に陥っています。これが、総務省が合併推進のモデルケースとしてきた兵庫県篠山市の実

態であります。

さて、合併後、当町において削減された地方交付税額、国庫負担、国庫補助額の総額をお聞きいたします。

次に、三位一体改革を行う政府が町民にどのようなことをして、どのような影響が出ているかを、世帯所得の変化や、通告してある社会保障抑制路線についてお聞きいたします。

次に、平成20年度予算に及ぼした合併後の町政による影響についても少しお聞きいたします。

まず、ケーブルテレビ事業についてであります。

県内のケーブルテレビ施設整備のやり方を見てもみますと、2つのやり方に分かれます。1つは、自治体が整備をし運営していくやり方。これには、県内では金沢市、野々市町、川北町、内灘町、津幡町、そして中能登町と我が宝達志水町であります。いま一つは、企業に整備などを任せていくやり方。県内では、羽咋市や珠洲市などが能越ケーブルテレビと共同で行っています。どちらも長短があるようであります。

しかし、羽咋市などを見てみますと、施設整備には羽咋市財政の中から、宝達志水町で支出したような莫大な費用は無用、中身も議会放映などがしっかり行われている。しかも、職員の配置も非常に少なくて済むという利点もあるようであります。少なくとも財政逼迫の原因になっていないのが羽咋市のケーブルテレビだと私は見ました。

さて、番組づくりなどに多くのスタッフを抱えざるを得ない今の宝達志水町のケーブルテレビのあり方と比較して、同時に施設整備への支出などを考えると、宝達志水町のこのやり方は、今から思えば適切だったと言えるのかどうかをお聞きいたします。

また、次に、行政側が頑張っこの間企業の立地が進みましたが、これは企業立地促進条例があったから進んだのでしょうか。特に、町の立地促進条例第2条の2や3があったからだと私は思えません。進出企業の経済活動上、どうしてもここでというのが実態ではないのでしょうか。もちろん、立地してもらうための収入役を中心とする営業活動は評価した上のことでもあります。

さて、この間、2社の進出がありますが、総額幾らの奨励助成金の支出になるのか教えてください。

次に、平成20年度町予算案による影響についての実態と認識をお聞きします。

後期高齢者医療制度による町民への影響額は幾らか。また、デマンドタクシー料金改定の影響額、就学援助の援助単価の改定や保育料金の改定、ごみ袋無料枚数の減少や乳幼児

医療費の自己負担増の影響額など、それぞれの町民負担増の総額をお聞きするものであります。

平成20年度予算案は、町民には耐えがたいものとなっています。特に高齢者世帯やひとり親世帯など、明らかに所得が低いとわかる世帯にも同じような負担増を強いることは賛成できません。どんなに財政が大変でも、地方自治体を名乗るならこれ以上負担をかぶせてはいけないところがあるのではないのでしょうか。税や利用料、保険料の減額免除制度で手を差し伸べなければならないのではないのでしょうか。

この問題の質問の第2は、平成20年度国民健康保険制度についてであります。どれだけの保険税が値上げになるのかをお聞きいたします。

まず、平成19年度の国民健康保険税の1人当たり調定額は幾らになるのか。また、20年度はどうなるのか教えてください。

次に、後期高齢者支援金についてですが、これによる国保加入者1人当たりの調定額がどれだけになるのか。また、1世帯当たりでは幾らになるのか教えてください。

最後に町長にお聞きします。

昨年3月議会で、国保加入世帯の所得階層別の戸数を紹介いたしました。年間所得100万円以下の世帯が1,500世帯を超えているということもそこで紹介いたしました。それに加えて、平成20年度からは、65歳以上の方々の国保税は年金からの自動引き落としとなります。今回の国保税条例改定は、その方々が耐えられる負担だと思いかお答えください。

次に、志雄病院の療養病床についてお聞きいたします。

療養病床は、慢性的な症状で患者さんが長期に入院する施設であります。町内の方々にとっては大事な施設です。現在、医療保険が適用される医療型の療養病床が全国で約23万床、介護保険が適用される介護型の療養病床が全国で15万床あります。厚労省は、2012年3月末までに医療型を今の23万床から15万床へと8万床減らして、介護型の療養病床15万床全部を廃止する計画を進めています。

石川県でも、地域ケア体制整備構想策定検討委員会を発足させ、今月中に石川県地域ケア体制整備構想としてまとめ、それを石川県医療費適正化計画として落とし込むことになっているようであります。昨年、2回検討委員会が開催されましたが、策定委員会のメンバーの方々から、削減数値目標が先にありきの議論はおかしいとして批判的な意見が出されておりました。そういう経過で、3回目の検討委員会で、国基準を下回る削減目標になるようであります。しかし、増加する介護認定者を考えますと、療養病床の削減は介護難

民・医療難民を増加させることは明らかです。

さて、2012年度は、志雄病院の療養病床はどうされるおつもりかお聞きいたします。

また、介護型の療養病床が廃止されたり、医療型の療養病床を利用するときも、医療区分の制限により現在の利用者の方々はどうなるのでしょうか。現利用者の人数も含め教えてください。

東京都では、国の道理のない療養病床廃止計画に抗して、高齢者の方々の増加を想定し、療養病床をふやす計画を発表いたしました。宝達志水町を初め、県内の自治体は特に必要な療養病床を廃止させないよう働きかけていく必要があると思いますが、町はどうされるのかお聞きします。

次に、全国500を超える自治体で、導入反対の意見書が国に提出されている後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

まず最初に、この制度は、後期高齢者と言われる75歳以上の方々に新たに幾らの負担増を課すことになるのかお答えください。保険料は、後期高齢者の人口がふえればどうなるのか。また、長寿の方がふえればふえるほど保険料はどうなるのか。保険料の支払い方法はどうなっているのか。保険料を滞納した場合はどうなるのかについてもお答えください。

医療の中身の問題では、診療報酬が最近決められましたのでお聞きしますが、75歳以上の方々が受ける医療と、それ以外の方々が受ける医療では、診療報酬上の違いがあるのかどうか、どういう違いなのか教えてください。

次に、健康診断についてですが、これまで町は全町民を対象に健康診断を受けるようにとの呼びかけを行ってきました。ところが、来月4月より特定健診が開始され、75歳以上の高齢者の方々は、これまでどおり健診を受けるように言っているのかどうかお聞きいたします。

最後に町長にお聞きします。

日本の長寿を祝うという文化を否定し、長生きすることに罰を与えるような後期高齢者医療制度は廃止すべきと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

最後に、行政の政治活動についてお聞きします。

町長や副町長、収入役がどのような政治的思考を持っていようと自由の領域であります。しかし、町行政が一つの政党の政治活動に加担することは、憲法やその他の法律で厳しく戒めていることだと思いがいかがでしょうか。副町長にお聞きします。

次に、これも副町長または収入役にお聞きしますが、昨年の参議院選挙で、役場からの

ファクスで各区長宅に、自民党の参議院候補が来町するので区から5人を参加させるよう働きかける文書を送付したことはありませんか。これを受け取った区長は、役場からのファクスで、しかも役場のお偉いさんからの呼び出しだから、行かないと区の要望事項をしてもらえないと思い、無理して区の役員を誘って参加したと語っています。ファクスの送信者はだれであれ、役場からほとんど全区長にファクスが行ったことがわかれば、区長はこのような行動をとるのではないのでしょうか。しかも、ファクス料金も公金です。少なくとも町民に誤解を招く運動ではないのでしょうか。このようなことが今後もあるのかどうか、町長にお聞きして質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ減額免除制度の充実についての質問であります。まず、税や利用料あるいは保険料などの減額免除制度の充実については、本議会に提案いたしております国民健康保険条例の一部改正では、減免に関する規定を新たに追加し、後期高齢者医療制度においては軽減措置を盛り込んでおります。

地方税の改正や制度の創設により、負担しなければならないものについては、その負担の公平性を維持することを基本とするべきであり、御理解を賜りたいと思います。

2点目に、町民が耐えることができる負担かとの御質問ですが、国民健康保険税は、国保加入者の医療費が高くなれば高くなるほど加入者が負担する税も高くなるわけですが、現行の税率は、議員も御存じのとおり、平成18年度、19年度の2年間、それぞれ合併後、税率を据え置いてまいりました。

この間、18年度決算で1億7,638万7,000円あった基金が、高額医療を含む医療費の急激な増加により、本年度末の基金残高は約4,880万円となる見込みです。この額は、万が一インフルエンザなどが一度猛威を振るうならば、たちまち国保財政が破綻するという程度の残高であり、何とも心もとなく思っております。

その上、平成20年度からは医療制度の改正により、従来の医療保険分と介護保険分に加え、後期高齢者支援金分が新たに上乗せになります。

このような中で、国保財政の安定を図ることは非常に厳しい状態にあるわけであり、税率改定もやむを得ない状況であり、去る2月19日に国民健康保険運営協議会に諮り、改定の答申をいただいた次第でございます。

もちろん、この負担増は町民にとって決して軽いとは申しませんが、今後の町民負担のあり方については、後期高齢者医療制度の経過など国保財政を取り巻く環境の変動を十分に見据えながら、国民健康保険運営協議会ともよく相談の上、検討してまいりたいと考えております。

3点目として、療養病床削減計画について東京都は増床を計画しているのに、石川県はなぜ削減されるのかとの質問でございますが、東京都の療養病床数は、高齢者1,000人当たり9.4床と伺っております。全国で41位と少なく、また、今後の急激な高齢者の増加が予想されることから、必要な療養病床数を確保するために増床するものであると思います。

半面、石川県では1,000人当たり23.0床と全国平均の15.0床を大幅に上回り、全国で12位と多いほうであることから、県内各医療機関での対応も考慮した結果、病床数の削減となったものであると考えております。

このように、都道府県ごとに施設の状況や人口構成などが異なっており、今後の病床数の増減について単純に他県と比較しても、私は意味がないと思います。今後、計画以上に高齢者が増加すれば、医療施設や介護施設の増加は否めないと認識しております。

そこで、町といたしましては、志雄病院及び昨年秋に増床した「ちどり園」との連携をとりながら、こうした高齢者の増加に対応できるよう努めていきたいと、こう考えております。

4点目に、後期高齢者医療制度の廃止に関する質問でございますが、私は、小島議員の12月議会においても、この制度については必要だと、制度の充実を図るべきだとお答えしております。今後も、この制度の充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと、こう考えております。

最後に、特定の政党の選挙支援についての質問でございますが、町の税金で選挙の特定政党に対する支援は今までもなく、今後ともあり得ないと明言させていただきます。

議長（近岡義治君） 副町長 中江 映君。

〔副町長 中江 映君 登壇〕

副町長（中江 映君） 小島議員の私に対する質問にお答えをいたします。

まず、行政の政治活動が禁じられていること、このことにつきましては、当然ながら公平・公正の観点からそのとおりだということで認識をいたしております。

それから、昨年の参議院議員選挙において、特定政党を支持した形で各区長のほうへファクス等を送ったかと、こういうことでございますけれども、確かに要請をしてファクス

を送っております。ただ、これは町役場のファクスじゃなくて、あくまでもその時の選挙対策本部、民間の建物を借り上げての事務所から出しております。

ただ、御指摘のとおり、そのことそのものが区長さん方に対しての強制的なものであったということになるとすれば、それは一つの誤解を生じることもありますので、今後そういうことについては慎重に対応して、またお願いするべきことはお願いすることがあろうかと思えますけれども、これは行政そのものではないということは申し添えさせていただきます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） 小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、地方交付税の合併後の減額の総額と、削減された国庫補助額についての質問でございます。

普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債を合わせた実質地方交付税総額は、平成16年度では36億5,600万円、平成17年度では35億4,500万円、平成18年度では34億8,700万円、平成19年度では、特別交付税においてはまだ額が確定しておりませんが、おおむね32億4,700万円となると見込まれております。影響額といたしましては、平成16年度と平成19年度を比較しますと4億900万円の減額となっております。

仮に、平成16年度総額が平成19年度まで同額で交付されているものといたしますと、減額の総額といたしましては、6億8,800万円となります。

それから、平成16年度からの三位一体改革による国庫補助金の一般財源化による影響額は、保育所運営費、児童手当負担金、老人保護措置費及び公営住宅家賃対策補助金など、約1億2,900万円となっております。

次に、企業誘致条例による進出企業への助成額の総額についての質問でございます。

宝達志水町企業等立地促進条例施行規則第3条に規定する奨励助成金の交付については、新たに取得した固定資産総額に100分の5を乗じた額以内で町長が定めるものとなっております。ただし、1億円を限度としております。

いしかわグリーンパワー株式会社への奨励助成金につきましては、資産総額を18億円と見込んでいることから、9,000万円の助成を予定しておりますが、敷地造成及び測量設計等の経費4,000万円を差し引き、5,000万円を予算計上いたしております。

次に、3番目には、デマンドタクシー料金改定による町民負担増の総額についての御質問でございます。

デマンドタクシーは、1人1回利用するたびに料金がかかります。300円から500円に料金を改定すると、町民負担増は幾らになるかという御質問でございます。平成20年度は約1万1,500人の延べ利用人数を見込んでおります。利用者1人当たりの平均年間負担増額は約3,800円となるものでございます。

議長（近岡義治君） 情報推進室長 田村淳一君。

〔情報推進室長 田村淳一君 登壇〕

情報推進室長（田村淳一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

ケーブルテレビ施設事業者の選定は羽昨市と比較し、適切だったと言えるのかとの御質問でございますが、本町のケーブルテレビ事業は、町でインフラ整備をし、運営も町で実施する公設公営方式を採用いたしております。羽昨市は民設民営方式のため比較することはできません。このケーブルテレビ事業につきましては、町といたしましては町民の福祉の向上、地域間情報の格差是正、難視聴地域の解消という政策上の視点に立って実施したものでございます。

事業者の選定に当たっては、県内のニュースや各種情報提供など地域に密着した放送が期待できるものと考えられたこと、ケーブルテレビ事業に対するサポート面、番組提供面からして、県内に実績のある金沢ケーブルテレビネット株式会社が適切だと判断いたしました。なお、この判断は現在も変わっておりません。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 税務課長 高下良博君。

〔税務課長 高下良博君 登壇〕

税務課長（高下良博君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

合併後における町民世帯の所得状況はどのように推移しているかとの御質問についてでございますが、総所得金額における1人当たりの所得金額の状況を見ますと、平成17年度は、254万382円となり、翌年の平成18年度では、238万2,169円となっております、前年費で6.2%減少しております。また、今年度の平成19年度につきましては、239万4,870円となり、前年費で0.5%増加している状況でございます。

こうしたことから、町民世帯の所得状況は、今年度から相対的に増加傾向を示しているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 住民課長 太田永作君。

〔住民課長 太田永作君 登壇〕

住民課長（太田永作君） 小島議員の御質問に答弁させていただきます。

年金支給の減額により、町民から具体的にどのような声が上がっているのかという御質問でございますが、一部の町民の方から、物価スライドによる増額がなくなる一方、平成12年度から介護保険料が、そして今度は後期高齢者の保険料が年金支給額から引かれるというのは、生活する上で大変だという声が上がっております。

以上です。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 小島議員の御質問にお答えします。

ごみ袋の有料枚数の増加についてでございます。ごみ袋の無料配布につきましては、平成20年度として、前年度配布しました枚数の半分としております。総額については455万円で、1人当たり年間額で288円の増額が見込まれます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、小島議員の御質問にお答えいたしたいというふうに思います。

まず、1点目でございます宝達志水町の平成20年度予算案についての構造改革の中で、町民の声の有無というような形でございます。

そのところについては、療養病床の食費、居住費の負担増などについては、今のところ特には聞いておりませんが、ただ、食費や居住費については、どこにいてもだれもがかかる経費であるということですので、いたし方ないのかなというふうにも思っております。

また、2点目の国民健康保険税についてであります。

現行保険税との比較でございます。現行保険税の1人当たりの調定額につきましては、約7万1,213円ですが、改定後の平成20年度の後期高齢者医療分を除く1人当たりの調定額については、約7万7,879円になると見込んでおります。

また、2番目に、後期高齢者支援金等の税額について当町における算定の基準、そ

った中におきまして、加入世帯2,020世帯、被保険者3,594人として国保加入者1人当たりの平均額につきましては、1万9,651円、また、1世帯当たりでの平均額を約3万4,964円の負担になるというふうに見込んでおります。

続きまして、3点目でございますけれども、志雄病院の療養病床削減についての中で、現在、町の中での入院・介護・医療施設の利用状況でございます。平成19年12月末で38名でございます。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますけれども、新たに幾らの負担になるのかとの質問でございます。後期高齢者医療制度に加入される方につきましては、現在加入している国民健康保険や社会保険などからは脱退することになります。そういった中において、これらの保険料負担がなくなり、かわりに後期高齢者医療の保険料を負担していただくというふうになります。

県の広域連合によりますと、県内の被保険者の1人当たりの実質的な平均保険料の負担は、1カ月当たり約6,000円と見込んでおるということを言っております。ちなみに、今現在、県のほうの広域連合で話をしております年額7,047円というのは、あくまでも軽減をしていない数字でございます。そういった形で約6,000円になるというふうに見込んでおるといってございます。

それと、保険料についての質問の中で、後期高齢者の人口比率及び長寿者の人口増加ということでございます。それにつきましては、後期高齢者医療制度における後期高齢者と現役世代の費用負担、世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、負担割合を変えていく仕組みが導入されております。ということは、後期高齢者の人口比率がふえれば、後期高齢者全体で負担する保険料の負担割合も少しふえるという形になるかというふうに思います。

また、保険料についてどうやって支払うのかという質問でございます。この質問につきましては、原則としては特別徴収となります。ただし、年額18万円以上の年金を受給している方は、年金からの天引きというふうになりますけれども、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合につきましては、または年金が年額18万円未満の方につきましては、年金からの天引きの対象とはなっておりません。このような方々については普通徴収となり、自主納付や口座振替などで納めていただくようになります。

続きまして、資格証明書等の発行についてでございます。これも12月議会で御質問があったかと思っておりますけれども、この後期高齢者医療制度のほうにおいては、資格証明書を発

行することが定められております。こういった中におきまして、被保険者間の公平の確保、制度に対する信頼を維持していくために、保険料を滞納した方については納めていただくように働きかけていきます。それでもなお納めていただけない方に関しては、資格証明書を発行することになります。

ただし、その資格証明書を発行するときには、被保険者の現状を十分把握した上で、慎重に広域連合と協議していきたいというふうに考えております。

それと、受ける医療についてですけれども、町のほうといたしましては、まだ後期高齢者の方につきましての医療といたしますのは、74歳までの方と変わらず必要な医療を受けることができますということ聞いております。

また、後期高齢者の方々についての特定健診を受けることができるのかということでございます。これについては、特定健診は本年の4月より始まる特定健康診査、これについては、40歳から74歳までの方を対象といたしまして、国民健康保険や健康保険組合、共済組合などの医療保険者に義務づけられ実施するものでございます。

75歳以上の後期高齢者の方々に受診していただく健康診査については、努力義務でありますけれども、石川県の広域連合が実施主体となりまして、当町が広域連合から受託して実施したいというふうに考えております。

何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁を終わりたいというふうに思います。

議長（近岡義治君） 志雄病院事務局長 米谷勇喜君。

〔志雄病院事務局長 米谷勇喜君 登壇〕

志雄病院事務局長（米谷勇喜君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、志雄病院療養病床削減についての御質問でございました。その中で、県の療養病床の削減計画に対して志雄病院はどうするのかという御質問でございます。

まず、石川県地域ケア体制整備構想の策定に当たりましては、平成24年までの療養病床の転換過程を明らかにするため転換推進計画を策定することとしております。その中で、石川県医療費適正化計画での療養病床数の目標数値でもあります3,475床とするものでありまして、現在の病床数からいいますと1,816床削減するといった計画になっておるものでございます。

それでは、現在、志雄病院の現状はどうかということをまず御説明したいと思います。

現在、療養病床数は40床でございます。そのうち医療療養病床が20床、それから介護療養

病床も20床でございます。実際、平成19年度の平均病床稼働数でございます医療療養病床は16床、それから介護療養病床が17床といった利用状況になってございます。

国の方針といたしましては、療養病床については、医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限定するという一方で、医療保険で対応するとともに、医療の必要性の低い患者につきましては、病院だけではなく在宅、居住系サービス、それから老健施設等で受けとめをすることで対応するというような方針が示されております。将来的にも老健施設等への転換を視野に入れ、療養が必要な患者様の転院先等がなくならないように検討していきたいというふうに考えてございます。

また、一方で、病院のほうでは医師不足という問題がございます。現在の介護療養病床の存続につきましては、医師の充足が不可欠であるという問題がございます。病院全体の運営にも支障を来しているような状況でございますので、まずは医師の確保を最優先に取り組み、その上で療養病床の対応もしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう一点でございます。介護型療養病床が廃止となるということ。それから、医療療養病床の医療の少ない患者について今後どうするのかという御質問でございますが、今ほども申しましたとおり、入院されている患者につきましては、介護保険施設等への転院が必要になるかと存じます。そのためには、受け入れ施設等の確保が必要であると思えます。

国におきましては、新たな介護難民、医療難民をつくらぬようにということで、病院における療養病床等の転換に向けました支援措置等を講じてございます。当院といたしましても、病院経営にかかわる大きな問題でございますので、慎重に対処いたしたいというふうに考えてございます。

なお、今後の病院経営に係ります重要な問題につきましては、議員の皆様にご相談させていただきたいと存じますし、その結果をもちまして対応策を考えたいということでございます。今後の問題につきましては、皆様の御指導、御鞭撻のほうをお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 再質問を2点行います。

1点目は、平成20年度の国保会計についてです。

新しく平成20年度から後期高齢者分というのが国民健康保険税の中に入ってきます。先ほど福祉課長の答弁では、それが国保加入者の1人当たり1万9,651円、約2万円保険料がふえると。それと同時に、今回の国民健康保険会計の編成方針といいますか、これはどういうものかという、本来なら税率とか下がっておるんです。下げて改定されるんです。

税率を初め均等割、平等割も下がるんですけれども、調定額が上がるというのはどういうことかといったら、基金からの繰り入れをないようにしているということですよ。つまり、それがことし平成19年度は7万1,000円が平成20年度は7万7,000円になる。約6,500円ふえるんです。2万円と6,500円で2万6,500円が国民健康保険世帯にかぶさってきます。

国民健康保険の会計のあり方として、福祉の制度として、基金からの4,800円と先ほど言っておられましたけれども、3月終わらないとわかりませんが、今回の会計で、余りにも今回の国民健康保険会計は基金をためる、そんな会計になっているのではないかと。福祉の制度であるはずの国民健康保険を、基金をためるような会計にしているのかどうか、ここをお答えいただけませんか。

それと、私も調べていた以上の削減額で、ここに来てちょっとびっくりしているんですけれども、交付税の削減額、町長がよく言われるのが3億円というふうに全協でも話はされたんですけれども、平成16年度並みの交付税が来ていたら、今ごろ約7億円余分があった。同時に、保育所の運営費とか国庫負担、国庫補助の額が全部交付税算入されるといながら交付税が入っていますから、それがどれだけ少なくなったかという、1億2,000万円です。

合計約7億円から約8億円余りが今の自民党政治、公明党の政治によって消されてきたんですよね。そのときに、先ほど最後に質問しましたけれども、町長初め副町長、収入役が一生懸命になって町をいじめる自民党の選挙を一生懸命やる、これどうかと思います、私は。これについて何か感じられないか、ちょっとお聞きします。2点だけです。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、小島議員の再質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

先ほど来から、基金をためるための国保会計ではないかということでございますけれども、私どものほうでは国保会計の健全維持、今の予算については基金を取り崩さずにこれ

からの国保を安定化していくためにも、今の改正はやむを得ないと、私どもはそういう形の中で計画をし、その数字を出したものでございます。基金をためるとかそういった目的ではございませんので、御了承願いたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の質問でございます。

国と地方というものは、やはり信頼関係があって成り立つものでございまして、現在の私どもの置かれている状況からすれば、国は著しく地方との信頼関係を失ったという感じでございます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 小島議員、よろしいですか。

以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。議案第1号から議案第33号までの議案33件、報告1件及び請願2件は、議案審査付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から議案第33号までの議案33件、報告1件、請願2件は議案審査付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長（近岡義治君） お諮りします。委員会審査のため、明3月7日から3月13日までの7日間を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月7日から3月13日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（近岡義治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は3月14日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。御苦労さまでした。

午後 2 時39分散会

平成20年 3月14日（金曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸 治
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	中 村 清 康
住 民 課 長	太 田 永 作
税 務 課 長	高 下 良 博
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭

学校教育課長 松田正晴
生涯学習課長 源大恵
会計課長 藤本和善
志雄病院事務局長 米谷勇喜

議事日程

日程第1 委員長報告
日程第2 委員長報告に対する質疑
日程第3 討 論
日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 議案第34号 町道路線の認定について
日程第2 議案第35号 町道路線の認定について
日程第3 議案第36号 町道路線の認定について
日程第4 議案第37号 町道路線の認定について
日程第5 議案第38号 町道路線の認定について
日程第6 議案第39号 町道路線の認定について
日程第7 議案第40号 町道路線の認定について
日程第8 議案第41号 町道路線の認定について
日程第9 議案第42号 町道路線の認定について
日程第10 議案第43号 町道路線の認定について
日程第11 議案第44号 町道路線の認定について
日程第12 議案第45号 町道路線の変更について
日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第16 質 疑
日程第17 討 論
日程第18 採 決
日程第19 病院運営特別委員会設置及び同委員の選任について

日程第20 病院運営特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

開 議

議長（近岡義治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、3月6日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） それでは、報告をいたします。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、3月7日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、有害鳥獣駆除にブラックバスを含めてはどうか、また、漁協の活動内容に見合う補助、水道事業が将来にわたり継続可能かなどに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案7件、報告1件は原案のとおり可決すべきもの、あるいは承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、山積する集落要望に対し速やかにこたえられたい、下水道の早期加入促進に努められたいとの意見が出されました。

委員会閉議の後、現地視察を行い散会いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） それでは、委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、当委員会に付託されました案件について、3月10日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表及び請願文書表のとおりであります。

当委員会では、臨時保育士の労働条件、そして子育て支援に対する施策、病院医業収益減額の原因等に関する質疑があり、慎重な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を審査した結果、議案22件は原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第1号は、4月以降、救済の幅を広げる新たな審査方法が導入されることになり、その状況を静観するため、継続審査すべきものと決定いたしました。

委員会閉議の後、岡部家保存整備事業と小学校施設整備事業の現地視察を行い散会しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、3月11日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、企業立地奨励金の積算根拠、そして将来にわたる国からの歳入見込みや、厳しい財政状況でのボランティア活動の重要性などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案8件は原案のとおり可決すべきものとし、請願第2号は、いましばらく静観するため継続審査すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、ケーブルテレビ事業の委託を含め、委託契約においては内容を精査し適正な運営に努められたい、ケーブルテレビ事業による防災情報の充実を図り、町民の安心・安全に努められたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長の報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（近岡義治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成20年度当初

予算案及び条例案について討論を行います。

まず、反対する議案は、議案第1号 平成20年度宝達志水町一般会計予算案、同第2号 国民健康保険会計予算案、同第4号 後期高齢者医療特別会計予算案、同第5号 介護保険特別会計予算案、同第7号 ケーブルテレビ事業特別会計予算案、同第8号、9号の上下水道事業会計予算案、同第19号 特別職の報酬及び費用弁償改正条例案、同第21号 デマンドタクシー運行事業条例改正案、同第22号 若者バックアップ条例改正案、同第24号 後期高齢者医療条例案、同第25号 国保条例改正案、同第26号 乳幼児及び児童医療給付に関する条例改正案、同第27号 心身障害者医療費の助成に関する条例改正案、同第28号 国保条例一部改正案の7つの予算案及び8条例案に反対し、それ以外の10の予算案と6つの条例案や専決処分に賛成するものであります。

さて、冬に家の中でストーブをつけずに厚着で過ごす高齢者、久しぶりに病院で1万円を握りしめ、足りるかどうかが不安そうにしている会計を待つ高齢者、買い物のために遠いところへ雨の中を何度も休み、出かける高齢者の方、一度煮た大豆を何日も食べ続ける方、大学の進学をあきらめる若者、アルバイトを3つも4つもかけ持ちしながら子育てする若い夫婦、これはどこか違う世界で起きていることではなく、宝達志水町での現実の姿であります。

町民生活は貧困と格差の拡大が進み、労働者や高齢者、農民や中小企業者など、あらゆる層の暮らしと営業が、底が抜けてしまったかのような不安と危機に見舞われています。これらすべての原因が、自民・公明政治の結果だということ指摘せざるを得ません。

日本の大企業が、バブル期の1.7倍の利益を上げているにもかかわらず、法人税額はバブル期の税額よりも少なくなっています。バブルのときの税制に戻せば5兆円の税収があります。大企業の競争力を強くすれば、日本経済も強くなるという構造改革路線は、国民には容赦のない増税と社会保障の負担増と給付削減を押しつけてきました。

構造改革の地方自治体版である三位一体改革は、国庫負担補助金の削減と地方交付税交付金の減額として、宝達志水町の財政を逼迫させました。平成16年度比で、合併後3年間で8億円余りの国庫補助金や交付税が削減されました。それを受けた平成20年度予算案は、余りにも町民には過激過ぎます。

これまでの町民サービスの金額にして1億円を超える取りやめ、保育料金の値上げや、年齢引き上げは評価できますが、乳幼児医療費の1,000円負担の導入、乳幼児・子育て支援金の差し引きの減額、就学援助の金額の1割カット、デマンドタクシーの利用料金の7

割もの値上げ、高齢者の予防接種負担金の2倍半の値上げ、国保や後期高齢者医療制度での負担増など、町民サービスの切り捨てと町民負担の増加の余りの大きさであります。

特に今年度予算で言っておきたいのは、第1に、福祉の充実でその負担を一層減額しなければならない、緩和しなければならない町民が犠牲になっているということでもあります。就学援助の援助金カットやデマンドタクシー料金の値上げは、直接命の問題につながります。

また、心身障害者の医療費助成に関してですが、65歳から70歳までの身障手帳3級、療育手帳B1、B2の一部の方が後期高齢者医療制度導入に伴い、医療費助成がこれまでどおり受けられなくなる可能性があります。自治体としてはやってはいけないこと。

第2に、目先の予算の減額にとらわれ、後に大きな町の予算の支出が考えられる予算案になっているということでもあります。高齢者の予防接種の負担金の増額が予防接種者の減少を招き、かえって町民医療費を増加させることにつながる可能性があるのではないのでしょうか。それはデマンドタクシー値上げにも言えます。

また、農業予算でも同じことが言えます。町単独の育苗補助などの削減がありました。かわりに、農協の水田農業推進協議会の農地づくり交付金にして助成があるというもの、これまでの助成額にはならないのではないのでしょうか。町の基幹産業を支え、環境保全に大きな貢献をしている町農業者を、町独自で援助することを中止すべきではありません。

また、平成20年度国保会計案についてですが、今回の予算案の大きな特徴は、国保基金を新たにつくり出すことを最大の目的にしたと言えるような予算案になっているということでもあります。今ある数千万円の基金の存在を意図的に無視し、基金をつくり出すために加入者の保険税を値上げする予算案となっております。便乗値上げと町民から指摘されている予算案であります。

そもそも国保に加入している世帯は、昨年の予算議会で明らかにしたように、年間所得100万円以下の世帯が1,500世帯を超えております。低所得の方が多く加入されているのが特徴であります。その方々に、1世帯当たり3万円を超える負担増を押しつけていいはずがありません。

また、上下水道料金は、県内トップクラスの料金の引き下げ改定を求めるものであります。

また、総務常任委員会でも問題になりましたが、ケーブルテレビ施設管理費や業務委託料など、管理費の引き下げを強く求めるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

この後期高齢者医療制度は、75歳になったら医療を受ける権利を制限し、お金まで取ろうという制度であります。この制度自体をなくすることを強く求め、反対討論を終わるものであります。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第1号 平成20年度宝達志水町一般会計及び議案第2号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算の議案2件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第1号及び議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第3号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第4号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計予算の議案2件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第4号及び議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第6号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算から議案第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案3件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第7号から議案第9号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第11号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から議案第17号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案7件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第17号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号までの議案7件は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第18号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う宝達志水町の関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第19号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第20号 宝達志水町合併振興基金条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第21号 宝達志水町デマンドタクシー運行事業に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第22号 宝達志水町若者定住バックアップ条例の一部を改正する条例についての議案2件を採決します。

この表決は起立により行います。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第21号及び議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第21号及び議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第23号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第24号 宝達志水町後期高齢者医療に関する条例についてから議案第28号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての議案5件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第24号から議案第28号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第24号から議案第28号までの議案5件は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第29号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第33号 宝達志水町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての議案5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第29号から議案第33号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第33号までの議案5件は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（近岡義治君） 次に、請願第1号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は継続審査です。請願第1号は継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、請願第2号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は継続審査です。請願第2号は継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長（近岡義治君） お諮りします。ただいま議案12件、諮問3件及び病院運営特別委員会の設置及び同委員選任についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいま本定例会に提出いたしました議案等につきましては、可決・承認賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

今定例会に追加にて提案いたします、町道路線の認定及び変更にかかる議案12件と人権擁護委員の推薦にかかる諮問3件につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、今回、新たに町道路線として認定をお願いいたしますのは、議案第34号 町道麦生14号線、議案第35号 町道上田8号線、議案第36号 町道上田9号線、議案第37号 町道今浜新道14号線、議案第38号 町道今浜新道15号線、議案第39号 町道出浜8号線、議

案第40号 町道柳瀬15号線、議案第41号 町道柳瀬16号線、議案第42号 町道荻島5号線、議案第43号 町道荻島6号線、議案第44号 町道菅原8号線の11路線であります。

また、議案第45号 町道柳瀬4号線につきましては、路線延長の変更をお願いするものであります。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員を務められている北山 明氏、山本外茂夫氏、志尾明男氏の任期がことしの6月30日で満了となりますことから、諮問第1号といたしまして、新たに宝達志水町菅原ア80番地、山本忠嗣氏を、また、諮問第2号 宝達志水町荻谷92番地、山本外茂夫氏と、諮問第3号 宝達志水町子浦レ217番地、志尾明男氏につきましては、改めてそれぞれ人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでありますので御理解賜りたいと存じます。

なお、今般、退任されます北山 明氏には、これまで長きにわたり、人権擁護委員として人権侵犯の監視と救済、そして自由人権思想の普及高揚に御尽力されたことに、深く感謝を申し上げたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

採 決

議長（近岡義治君） お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問3件は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近岡義治君） それでは、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

質 疑

議長（近岡義治君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（近岡義治君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第34号 町道路線の認定についてから議案第45号 町道路線の変更についての

議案12件を一括して採決します。

議案第34号から議案第45号までの議案12件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第45号までの議案12件は原案のとおり可決されました。

宝達志水町議会病院運営特別委員会設置及び同委員の選任

議長（近岡義治君） 次に、宝達志水町議会病院運営特別委員会設置及び同委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。病院運営に係る医療の提供に関する問題、病院現場固有の問題、病院経営の財政的な問題など多面にわたる問題を審議するため、6名の委員で構成する病院運営特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。

よって、6名の委員で構成する病院運営特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました宝達志水町議会病院運営特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午後 4 時55分休憩

午後 5 時05分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に宝達志水町議会病院運営特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、病院運営特別委員会の委員長及び副委員長が互選されまし

たので御報告いたします。

病院運営特別委員会の委員長、守田幸則君、副委員長、中谷浩之君、以上のとおりであります。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（近岡義治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び病院運営特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成20年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後5時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 中 川 信 夫

署名議員 金 田 之 治